HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	七朝鮮の年中行事
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1966
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/77424
Type	manuscript
Note	著作集Ⅴ巻の編集作業、 177頁。; 資料作成年不明（システムの制約のため、発行日には没年を入力した）
File Information	B013_01013146p390p686.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

書　名　朝鮮社会　（31）

原稿番号：#390 — 409

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：　改ページ

文撰氏名：　朝日　（箱　分）　月　日

植字氏名：　（頁ハミダシナ）　月　日

担当

390

国立国会図書館

（日本標準規格B列5判）

第一章　戦争の発展

第一節　戦争の発展的意義

人間の了解は不断に向上発展の一途をたどり、いわゆる一回性的発展を続けて来たれりとは考えられず、むしろ発展について長い歴史的実践の過程に於ける一定の型と方向の型とを通じて、しかも型の内に固立つた変化があるのではなくして、この新事物新事実は常に古い型を破壊して、大東亜戦争の受転の結果として、その一大

事の出発点となり、又東亜建設の事業の出発点となる。

一方、さらに新しい生活の型を含むものであり、つつある。しかるに新事物の大部分の人の毎年毎日の生活の型の大部分は古い順序を繰り返しているに過ぎない。

冬服と夏服を着替えるは当然であり、冬には冬の生活の型があり、夏には夏の生活の型がある。自然の運行から一太陽年を一回転するから、それに応じて毎年生活の型は同じ順序をもつて反復している。

商工業は自然的環境の変化に左右されやすく、季節による相異は甚しく、
かつ数個の小いかつ、季節による相異は甚しく、
いわゆる一定しないふうがあり、しかも相異は甚しく
とは自からおのずから異つた様式が用いられ、
強とか同一の条件の他条件の相違に
基づいて、業務の様式は自からおのずから同一ではなく
例えば同一の作業が一年中行はれたとしても
の制約に異なつた人間によつて自然的条件を同一
例えば同じ事業でも同じ様な業務が
の如く毎年同じ事業には同じ様な業務が

ばならない。
自然的条件を絶えず克服して高工業に
おいてすらうつてある場合は、自然を絶えず
陽力する事によつて業務を低めて行くべきである。
いわゆる一定の自然的条件の変化過程が繁雑
従来と相異しているのは当然である。即
ちその生活は異
なるから、異
繁閑の時期が各年同じ様に繰り返されるのである。
又業者に人間を配置されるべきである。
又業者に人間を配置する以上、業務上の生活

の信心、教育、教育、教育

し、行事そのものは村落の社会的な意味に根ざさ
れつつ存続し、しかも、世代
や形式は変化しつつ行く場合もある。世代
一定の生活様式を確立させて
しまう自然的な完成の道を辿る。第中行事の例
は意味の分からないものが随分多い。（のはそんな理由から）

柔軟な
場の例に従も発達して来たものである。
工業者の社会や
都市の人には第中行事は
柔軟性を失ってきている。

社会、意識、法律、個人を拘束する力は
大きくなる。
かつて、世界や制度は変化し廃
れさせられる。第中行事は、
（それに後から付加された）
かく維持
なお少いて、農村の人は
の長い経験の中に合理化された一種の生活
様式を持つ。
しかし農業の大体の事情が変ってきた。
ないほど生活条件は著しく同一してきた。
農村は世界と交通し、他人の思想意識を受
容し、視野が拡大され、個人の
の知識が拡大されて行くものである
の行事の本来の意味が分からなくなって
維持
まに維持されて行くものである

古いバ

たいした城下町などは、整備して年中行事

かずも存続がなかったとしても、

しかし、これは、さらに都市

も農村の生活に影響を及ぼすこと、たいへんな

かうしたものもあるが、郵便局の電話が、移行する

るに従ひ、精巧複雑さに、おつて、古い中の城下町の年中行

行事は、その性格に、おいて、農村的な、村落的と、その事

いに、思ひ、ようにも、なり、ずに、ガラ、年中

の

暦数

厚の知ることは、つまり、農民は、トキは、知っ

ていると、思ふ。故に、農の知識の、なかった時代の年中行

事も、考へる事が、出来ます。年中行事が、農の、役目

を、考へる事、出来ます。

農の、文化の、発展を、考へる、ことも、出来ます。

村落の、起源が、年中行事

の、形に、おいて、農民に、トキを、教へて、いた時代を、

考へる事が、出来ます。二十四節、雑節が、

今日では、農村の、農民に、教へて、いるか、また、

暦法に、基づいて、教へて、いるか、

暦法に、よる

一太陽年中の時期、すなわち季節の移り

年中行事ノ如クニ思ハルヽ程ノ事ヲ為スヲ見ル。

例ヲ挙ゲルト、

ヨメノ里ノ田植ノ日ハ、

「平水ノ農ノ日」ト定ム

「平水ノ農ノ日」ハ、

ヨメノ里ノ田植ノ日ハ、

「苗植ノ日」

「苗植ノ日」ハ、

ヨメノ里ノ田植ノ日ハ、

正朝 朝廷は王室の制定した一年の生活予定表に従うのである。

伊勢の「伊」は指腹の時期、母親の時季が示されている。

トキを定める人びと。

「末国民」

を定めるのは王者の一仕事である。

伊勢神宮に於いて大祭を行い暦を国民一般に頒布された。これは長い歴史の中で

[illegible]

三島明神の三島暦、富士暦の両方法の暦津天の暦

[illegible]

国民の一年の大体の生活予定表を作るべく

[illegible]

[illegible]

基準となる暦を定める法を制定しなければならない。重要なものである。

[illegible]

に、「トル」

[illegible]

村のかくの村落の一年の生活

[illegible]

村落は一村落が一つの生活単位である。村落は一つの生活単位を営む。

[illegible]

一地方の年中行事を多数の村落が同じ年中行事をすることは、一地方の年中行事を厳格に集落社会

[illegible]

地方に於ける土地の地方自治の発達に伴ひ
事務の進行は一様ならざる事。
殊に
一様でなければならぬ事。
一年中行事は一年の間
同一の年中行事は
明らかに無理なる。
朝鮮は今七月
曲節
多数の地区に区分さ
れ区
て居り年中行
事も最早不陽
に
類似せざる
事。

年中行事の要領を
なすべきものである。郡
市町村は
地方自治の
発達
郡市町村
は
地方自治の
発達
郡市町村
は
地方自治の
発達
郡市町村

低に関する

後醍醐天皇はあつたが、陰陽寮には天皇の暦

しかし日本の暦を十一月一日中納言に送り、

暦は中国の暦に倣つて、天皇の御暦奏を

ずつと前から暦を作る。

その

は色々の種類のものがあつた。その中の

暦とかいうのは天皇が宮中の諸司に頒布し

たが、その暦は

あつた。その暦は

に伝宣宣旨を出して

なければならない。

その暦付される

(c) 都鄙については周書及び北史に詳しい。

南北朝時代の官吏は式部省の官吏と内官と外官とに分れ、内官は中務省の中に十部あつてその一つは日官部であつた。日官部は暦数を司どつた。日の吉凶のト定をもつとめた。

また天文現象の発起は月日おなじく二十四条に千支出現とこれを解説。

編集

ように

は

しかし一般民間に

暦の頒布は

なわれる事は昔

行事

多数

制定

暦

和

部

か

なわ

および

すこぶ

無

いい

9

村落に於ける事件は、戸主を中心として、制定される。

戸籍

戸主を基礎として、いわゆる、なるものの、その中に、個性を有する個人が、おのずから、個性に基づいて、個性なるものを、おのずから、個性に、なるものの、その中に、一個の、個性を、なるものの、その中に、社会意識を、なるものの、その中に、具体化されたものを、おのずから

書　名　朝鮮社会　（32）

原稿番号：#410 — 427

号　数：9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハミダシナア））　月　日

担当

仏句に仏の季節をあつ
つむ。すがゆ季節とされ
ぬ。季節をもたぬ。
和歌は連歌になる。
る。四季の変化
は、四季のル
季中行事は
人生儀式である。
現在より将来に向って考えれば
（過去は落ち着いてみるが、現在未来を通じて考えれば）
性質の
人が信じ
田花
五月
行事
行事の様式
行事の内容
又多少の準備が
予めゆ要である。

こゝに娯楽
門松等の
芝木は一般に
か伴
行事
季中行事
甲行事
はおす
は世俗に
る。語
語
語

はれて行くものの中から共通の性格を抽出して見ると、それには、あまりない。各々もの又は人の一定の態度をもつたほ[illegible]傾向とでも名づけうるものである。

しかし一般に年中行事とか、ものは、それぞれ一つの時間的切れ目が、ないのである。

人はその日の暮しにまで追はれて、鼓舞されて、作業に熱中する。それは一年の変化を、さらに一つの大きな変化と考へる時の単調に対する

①

~~会習。どんなかたちか~~

トル

なりスいか、それをしてなく。一年に一回最大の祭礼のある毎、一年の生活の中には或る間隔をもつて、一定の間をもつて、共通の祭礼が一年の中に一つとか二つとか、そんなに多くはない。又中世の祭礼は、種類の祭礼は、共通の題である。又行事に参加する者が男か女か、幼か、そんなに年齢の区別はない。社会階層に対する行事は、その人々にとつてどんなものか。又行事に参加する者の人々にとつてどんなものか。

12

それぞれの方面に深く観察する事によって初等教育

相違や地方の社会生活の性格の深く知る事

と特性とを知る事よりみ出来る。

錦用郎大榮木鈴 B5判

5下

II

以前

日本

時期設定の原型

1行

2行

5字

暦

太陽暦が用いられるまでの時期設定の原型

太陽暦も明治初年までは陰暦

太陽暦は陰暦

いわゆる

べき

陰暦から

はなはだ

もとに

かく

いわゆる

かんとすべき。暦面の上には月日を干支の外に

トルメ

二十四節気やその他が示されて居る。

二十四分割

分岐点

一年を二十四分割して其各々に名付けたも

平均太陽

定気法

のであるが、「太陽の黄道を二十四等分し、その

分点

の分点を太陽が通過する時日を二十四節気と

いわゆる定気法

し、これを暦面上に記入すれば、二十四節気は

暦面上には等分日はないが、季節の気象には

正確に

一致して居る。二十四節気が中国に

重視される

起こったものであるように、中国に

また

二十四節気

日本

は全く太陽暦の性質を帯びているものである。

曲尺

中国では二十四節気を分けて四季とし、

春、夏、秋、冬

立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至

小寒、大寒

小寒大寒

14

他の四節は雨水・啓蟄・清明・穀雨・小満・芒種・夏至・白露・寒露・霜降・小雪・大雪・冬至・日本に於ては節分・立春・立夏・立秋・立冬・土用・八十八夜・二百十日・二百二十日・彼岸・社日・春分・秋分・土用・入梅・土用・夏の土用・土用・土用・

上用

陰の。旧暦は一月に始まる。三月に始まる。

寒食は太陽暦の何月に当たるか、もしくは何日か。

寒食は太陽暦の何月に当たるか、もしくは何日か。

寒食における火は用いない。

ある以上毎年寒食における火は用いないのである。

寒食の物忌と名づけたもの。

野宦

寒食の物忌と名づけたもの。

寒食

寒食の物忌と名づけたもの。

なぜ

なぜ、ある以上毎年寒食における火は用いないのである。

中国

寒食は中国の物忌の一つである。

寒食は中国の物忌の一つである。

三代は本朝の文字は用いられない。

三代は本朝の文字は用いられない。

三代は中国の文字は用いられない。

三代は中国の文字は用いられない。

三代は中国

トル

郭鮮独自の節日はないか。法頭か。阿地と基督、お園祭。

陰暦は太陽暦より遥かに利用価値を持っている

農民

しかし

特

性格

持つ

相違ない。

しかし

日本いは

利用

重要

もと

化

相異

試

得

しかし

日本

郭鮮に於ける

お

新中行事の日

取らば、太陰暦の月日の上に機械的に強さ

かわり

れて

い

る節日によって

い

るものが多い。そ小

農事

農民

事

の

充分

に

開

発

の

充分

に

利用

され

ない

ほど

極

幼稚

い時代

代

あっ

た

進歩

進歩

充分

に

普及

され

ない

情

況

に

ある

われ

る。

お

日本

に

おけ

る

暦法

は、明治五年

暦数

天文

が

漸次発達

して

来た

ため

日本

一年

間

使用

され

た

天保

暦

になる

まで

に

漸

17

改正

次に改められて、今の太陽暦の採用の宣旨、前宣暦暦の宣下、その翌年の宣下、その翌年の宣旨、暦法改訂に改訂を重ねて来た。宣明暦は唐から直輸入の暦法であって、はん用を一大障害に一致致させる事は出来ない。暦面上の月日と季節とは一致致しない。行事や農事の節目に即しなければならぬ。隋唐の暦の月日によって定めなければならぬ。隋分無理生易当然の事である。日本人の生活に深いかかわりのある。

七夕祭とは人の

月の盈虧が正確に行はれ、人の生活と密接に関係し、寒暖に行事と季節の移り変りを示す。月明に伴なわれて成るのかと思われる。故に十五日に行事が多い。行事かず多く、ふるい、そして五節句とは年中行事の節目である。

前後

中秋の月は大陰暦の月日によって定まるから、文化は暦法の影響である。

隋性

暦の性質は、唐の暦法の影響である。

一般文化は暦法の影響である。

その書物の用法の節目である。

暦法の影響であって、暦法の影響である。

大陰暦の上に機械的に定められた節日である。

一月七日　人日の節句

三月三日　上巳の節句

五月五日　端午の節句

七月七日　七夕

九月九日　菊の節句

困難

40Pの中ほどへ!

NO.430 ※へ

18

[illegible]

[illegible]

はの為めに同一である事と云う機械はなるべく定めるとの事のいあるよう

この事は東西の新聞のみ

(ロ)私に用いられる電気器械はさまざまあります。

次に各月の十五日の月の出と

満月の日

いわゆる

月日と云えば、正月十五日の上元、七月十五日の中元、十月十五日の下元であるが、

例

これは世俗に知られた慣例を略して云うのである。

忘れ易い。

正元中元は別なる意味を持っている。

盂蘭盆会

月十五日は十四日又は十四日となり、七月十五日は盂蘭盆会となり、

また

元の年は全然すたれている。

他色々の行事の為めに

特に盂蘭盆会は

月十五日は占を行ふ為めとなっ

七月十五日は白中の部日となっ

かなく行なわれる。

⑥

関係

4年ぶりに開かれるから、これ丈は大隅丁の十五日にしなければならぬ。

大隅丁に於ける十五日は望日として特殊の意義を持っている。故に元来いなく各月毎に十五日は色々の意味を持たさみ

19

満月の夜は古代になれば、人注は主つ月によって全
めぐる。満月のはじめは、その起点を定めていう。
うちは定まらず、容易に起源さ得る。年中行事
ぶ行なわれる場合、
かつ十五日の夜とは容易に
十五日の夜を第一日取り定めるいとなむ。功利的理由
歴法の発達と共に、各祭りが
ある。
歴法は実際なくとも
必ずしも、頃
ほぼ行なわれうる。
歴法の発達は、
十五日を特別の節日とする慣行は、日本で

満月の夜は古代になれば、幸福なる
であったと思わるる。家屋建築術が進ん
でいなかった時代には家屋は夜暗くて
にやっと安立っていたであろう。
自由なゆくりした光へ他のよい世界があった
に相違なかったであろう。

朝鮮社会　（33）

428～445

は、むくは、
て、生れた
年の暮
二回
は、
あるは、
然るに
然るに
然るに
十五日は
十五日は
十五日の
十五日の
十五日の

20.4.24 311

P. 6

ポルムとそのうの
の海岸地帯

の海岸沿に達する。
村落の人々の一年のうちに行う祭礼は
ないようである。
いずれも
何かいろいろとこの村落にも
一月十五日の
ようである。
太陽厳の所在上の日の上に
場合
日本
せんしゅと、十五日と定めたものと
丁度上に国定して
日取
34Pの上段・ここに入る

一般に十四日と朝鮮では
ポルムと四つ。

P.

流行のはなはだ
本
朝鮮でも
今
朝鮮の年中行事の
日本
なかなかいい
なかなかいい
この
日本
日本の
日本
日本の
日本
日本
日本

強いてあげれば五月十日の大宗祭のは、
月末十日の常州十月二十日の祭、
あるがかに行事としては無い。
今迄同じ行事なれども、
山の祀りは、挿記されているのみである。例へば
十月の俗に呼ぶ、五日の菖蒲、十三日の
菖蒲、十五日の菖蒲、十二日の九重、十二日の
はかまつり、あるのである。
然し乍ら、これは、国民が忘れてはならぬ大

興人の述べはやはり他界のはを国民学ぶ毎年記
念祭の行事は、行事に参加しないで、
ばなく各家庭の老人も子供も、
待ちもうけ、行事化した記憶はあ
ってあい筈はずである。家郷の人は知識者が多い
と云って信仰ねばいも基督教いも、そんな記憶はを作
ってあるのである。
クリスマスはその一つである。

23

5 (5下 8g) 5 Ⅲ 年中行事の集団性

一、年中行事の集団性

年中行事を其の集団性によって分類するとの様に分けて考へる。

一、個人か個人的に行はなければ、危険り

一、村落内の個人が自由に集まって相談する。

一、個人か家族を伴はずして単独に出かける。

一、全家族か協力して家庭内に居ないもの。七種祭、月祭

一、家を留守にする。

一、家を留守にする。

一、村落住民の一部が協同して行はなければならない。

一、理村落住民が一致して行はなければならない。

一、山村部、漁村、農村、市街地、工場等、特殊の村落住民の団体を形成しなければならない。

熊

年中行事の集団性を充分に分析して見る事は日本農村村落の家族的な村落に於ける個人の被利益性の程度を明らかにする事である。

この問題は年中行事の社会学的研究の問題の一つである。

個人か家族的な村落の協力なしに自由に相談出来ない事は日本的な動機の存在を示す。

年中行事は家族協同体の観念を強くする。

厄年の観念は家族協同体の中に個人を分立せしめたものである。

この観念は家族を強くかうの事を考へる。

注意すべきものである。

この観念の為に古い時代の人

24

家族協同体における人生の一連施設

ずいぶん毀損

はるかに日本人体としての重要問題

こゝに関係

人の厄除の行事に際しまた

厄年は特に他人に関係しないから、

や勅語に、家庭は単位

に対する宮主

方

謂

齋鍋

於

逆以

厄除

東国歳時記

是等は蒙人形いある。こ

れを他よりの厄年まるくる者人だけではなく、

一家の総力で他よりい年。厄年あるくを

厄除けの呪術は上元の前夜とかぎらず、

事に管むというところがりれ和なる多と思う

か、他人の行事ではなく家の行すいる。

日本

とは特定の節日

行事は神事に厄年の者が特

に参加する。神事の仕に厄年の者が特

かある。其の際は他人だけの参加

次頁へ

◎ここに入る

表むきは

家人等

ほとん

この

宗教的

家族

実質

祭事

祭

祭

祭

前頁の⑥印のところへ

⑥ 村落内においては、老若男女のその一人一人帰はその家を代表して外部に対する。彼の又は彼女の音服は、その家の富の程度、社会的地位及び年令に応じて、彼女の年令は、その家の富の程度を示すものである。

教育

福

ふ、は、ー、も、一、家の、ぴ、を、行、よ、こ、う、の、一、家

もと　二重西洋　なこの種

と、し、て、、、

体験

これは部落の組織の中に、一家の結束がいかに大なる関係を有するかを示すものである。

一家の結束は行事が一方に巫的祭日は祖先祭の規定によって行はれ、他方に血族組織の強へと婚人の隣人との関係を生ずる。一家が最も成熟した時に致して体験をもつて、これは大なる構成をなしてゐる。

本家の結束は堅く切り得ないと推定し得もとよりこゝはそこにある。

家族組織の特定のものは部落の部落の部落の

[illegible]

日鮮村落の生活の姿に相異を認めることは出来るかもしれない。かくて[illegible]は朝鮮で[illegible]は男の年長者である。帰人は絶えずかれらを[illegible]しも。男女共に[illegible]ばかりはかわらず。なしてもいまだ[illegible]日本地域には婦人を[illegible]春は近くなるにつれ[illegible]特に思ひとゝまらうとなし。[illegible]は荒々しく[illegible]けんは自から男子くらべず。[illegible]の高調は[illegible]幸[illegible]る。[illegible]行く夢もかゝはず[illegible]。[illegible]の[illegible]中には者やすい[illegible]。[illegible]の[illegible]はなはだ[illegible]。[illegible]の村落。

[illegible]は[illegible]整備しているが[illegible]。[illegible]は[illegible]。[illegible]の[illegible]。

日本の村落はその逆で、無秩序[illegible]。[illegible]。[illegible]。

書　名　朝鮮社会　（ 34 ）

原稿番号：# 446 ～ 463

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハミダシナ）　月　日

担当

物ノ節日ニ。

慶應熊川の熊山神祭

屋村の江陵の江陵の祭礼

る邑の祭礼ら江陵は村落なれ共日本

近の村々かも集まりて山陵行うずめる来観者達

に村々は郷社村社村社村

は地方住民の一年間におそらく最大の歓喜であろう。この第一級のものであり、日本中にはいくらか書面のみの存じく弥彌んは殆ど多くの人々はそれを楽しみにする。

弥彌んは殆んどすべてのものであり、しかし弥彌んは殆んどすべてのものであり、日本中にはいくらか多く見られる。

また文廟典礼は、日本中に多くの人々の時享が行なわれる。

また多くは私の分家であり、同郷内儒林の春秋の祭祀は儒林団体に属するものであり、日本中の

は地方住民の全然存在しない。

また儒林の祭祀は、儒林団体の会同の祭祀であり、日本人的な結合の祭祀であり、儒林は門中の家族であり、家族は門中の家族であり、家族は門中の家族であり、家族

同じである。宗教と村人の考えの
その関係は、時代の変化されていると思
われる。
次に、時享は始祖より出れば極めての基礎
部では、いわれは、ほとんどは、
年に一度祭礼を行なうのが一般的である
部落では、時享の時には、村人は及ぶ
代表的に、もの珍らしくない。
村中は
始祖百人は及ぶ
村中の代表
村中によって、
時享の時
村人
現教
未定備
時享
村中
村中
村中

中も自分の地域の制約を受け、時代の変化は、時代の変化に応じて、相会する程度であって、は学の生活に

直接

相会

相互援助

往来

なる程度であるが、かくのごとき範囲以外は諸種の集団的活動も活動組織をつくるものである。

集団的活動

集団組織の範囲決定の条件

集団組織の限界

の人々の生活の範囲

の人々は自分の生活の範囲

全然

意識

見体的な

は、地理的条件によって、一様に行はれない。

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、二百、二百一、二百二、二百三、二百四、二百五、二百六、二百七、二百八、二百九、二百十、二百十一、二百十二、二百十三、二百十四、二百十五、二百十六、二百十七、二百十八、二百十九、二百二十、二百二十一、二百二十二、二百二十三、二百二十四、二百二十五、二百二十六、二百二十七、二百二十八、二百二十九、二百三十、二百三十一、二百三十二、二百三十三、二百三十四、二百三十五、二百三十六、二百三十七、二百三十八、二百三十九、二百四十、二百四十一、二百四十二、二百四十三、二百四十四、二百四十五、二百四十六、二百四十七、二百四十八、二百四十九、二百五十、二百五十一、二百五十二、二百五十三、二百五十四、二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八、二百五十九、二百六十、二百六十一、二百六十二、二百六十三、二百六十四、二百六十五、二百六十六、二百六十七、二百六十八、二百六十九、二百七十、二百七十一、二百七十二、二百七十三、二百七十四、二百七十五、二百七十六、二百七十七、二百七十八、二百七十九、二百八十、二百八十一、二百八十二、二百八十三、二百八十四、二百八十五、二百八十六、二百八十七、二百八十八、二百八十九、二百九十、二百九十一、二百九十二、二百九十三、二百九十四、二百九十五、二百九十六、二百九十七、二百九十八、二百九十九、三百、三百一、三百二、三百三、三百四、三百五、三百六、三百七、三百八、三百九、三百十、三百十一、三百十二、三百十三、三百十四、三百十五、三百十六、三百十七、三百十八、三百十九、三百二十、三百二十一、三百二十二、三百二十三、三百二十四、三百二十五、三百二十六、三百二十七、三百二十八、三百二十九、三百三十、三百三十一、三百三十二、三百三十三、三百三十四、三百三十五、三百三十六、三百三十七、三百三十八、三百三十九、三百四十、三百四十一、三百四十二、三百四十三、三百四十四、三百四十五、三百四十六、三百四十七、三百四十八、三百四十九、三百五十、三百五十一、三百五十二、三百五十三、三百五十四、三百五十五、三百五十六、三百五十七、三百五十八、三百五十九、三百六十、三百六十一、三百六十二、三百六十三、三百六十四、三百六十五、三百六十六、三百六十七、三百六十八、三百六十九、三百七十、三百七十一、三百七十二、三百七十三、三百七十四、三百七十五、三百七十六、三百七十七、三百七十八、三百七十九、三百八十、三百八十一、三百八十二、三百八十三、三百八十四、三百八十五、三百八十六、三百八十七、三百八十八、三百八十九、三百九十、三百九十一、三百九十二、三百九十三、三百九十四、三百九十五、三百九十六、三百九十七、三百九十八、三百九十九、四百、四百一、四百二、四百三、四百四、四百五、四百六、四百七、四百八、四百九、四百十、四百十一、四百十二、四百十三、四百十四、四百十五、四百十六、四百十七、四百十八、四百十九、四百二十、四百二十一、四百二十二、四百二十三、四百二十四、四百二十五、四百二十六、四百二十七、四百二十八、四百二十九、四百三十、四百三十一、四百三十二、四百三十三、四百三十四、四百三十五、四百三十六、四百三十七、四百三十八、四百三十九、四百四十、四百四十一、四百四十二、四百四十三、四百四十四、四百四十五、四百四十六、四百四十七、四百四十八、四百四十九、四百五十、四百五十一、四百五十二、四百五十三、四百五十四、四百五十五、四百五十六、四百五十七、四百五十八、四百五十九、四百六十、四百六十一、四百六十二、四百六十三、四百六十四、四百六十五、四百六十六、四百六十七、四百六十八、四百六十九、四百七十、四百七十一、四百七十二、四百七十三、四百七十四、四百七十五、四百七十六、四百七十七、四百七十八、四百七十九、四百八十、四百八十一、四百八十二、四百八十三、四百八十四、四百八十五、四百八十六、四百八十七、四百八十八、四百八十九、四百九十、四百九十一、四百九十二、四百九十三、四百九十四、四百九十五、四百九十六、四百九十七、四百九十八、四百九十九、五百、五百一、五百二、五百三、五百四、五百五、五百六、五百七、五百八、五百九、五百十、五百十一、五百十二、五百十三、五百十四、五百十五、五百十六、五百十七、五百十八、五百十九、五百二十、五百二十一、五百二十二、五百二十三、五百二十四、五百二十五、五百二十六、五百二十七、五百二十八、五百二十九、五百三十、五百三十一、五百三十二、五百三十三、五百三十四、五百三十五、五百三十六、五百三十七、五百三十八、五百三十九、五百四十、五百四十一、五百四十二、五百四十三、五百四十四、五百四十五、五百四十六、五百四十七、五百四十八、五百四十九、五百五十、五百五十一、五百五十二、五百五十三、五百五十四、五百五十五、五百五十六、五百五十七、五百五十八、五百五十九、五百六十、五百六十一、五百六十二、五百六十三、五百六十四、五百六十五、五百六十六、五百六十七、五百六十八、五百六十九、五百七十、五百七十一、五百七十二、五百七十三、五百七十四、五百七十五、五百七十六、五百七十七、五百七十八、五百七十九、五百八十、五百八十一、五百八十二、五百八十三、五百八十四、五百八十五、五百八十六、五百八十七、五百八十八、五百八十九、五百九十、五百九十一、五百九十二、五百九十三、五百九十四、五百九十五、五百九十六、五百九十七、五百九十八、五百九十九、六百、六百一、六百二、六百三、六百四、六百五、六百六、六百七、六百八、六百九、六百十、六百十一、六百十二、六百十三、六百十四、六百十五、六百十六、六百十七、六百十八、六百十九、六百二十、六百二十一、六百二十二、六百二十三、六百二十四、六百二十五、六百二十六、六百二十七、六百二十八、六百二十九、六百三十、六百三十一、六百三十二、六百三十三、六百三十四、六百三十五、六百三十六、六百三十七、六百三十八、六百三十九、六百四十、六百四十一、六百四十二、六百四十三、六百四十四、六百四十五、六百四十六、六百四十七、六百四十八、六百四十九、六百五十、六百五十一、六百五十二、六百五十三、六百五十四、六百五十五、六百五十六、六百五十七、六百五十八、六百五十九、六百六十、六百六十一、六百六十二、六百六十三、六百六十四、六百六十五、六百六十六、六百六十七、六百六十八、六百六十九、六百七十、六百七十一、六百七十二、六百七十三、六百七十四、六百七十五、六百七十六、六百七十七、六百七十八、六百七十九、六百八十、六百八十一、六百八十二、六百八十三、六百八十四、六百八十五、六百八十六、六百八十七、六百八十八、六百八十九、六百九十、六百九十一、六百九十二、六百九十三、六百九十四、六百九十五、六百九十六、六百九十七、六百九十八、六百九十九、七百、七百一、七百二、七百三、七百四、七百五、七百六、七百七、七百八、七百九、七百十、七百十一、七百十二、七百十三、七百十四、七百十五、七百十六、七百十七、七百十八、七百十九、七百二十、七百二十一、七百二十二、七百二十三、七百二十四、七百二十五、七百二十六、七百二十七、七百二十八、七百二十九、七百三十、七百三十一、七百三十二、七百三十三、七百三十四、七百三十五、七百三十六、七百三十七、七百三十八、七百三十九、七百四十、七百四十一、七百四十二、七百四十三、七百四十四、七百四十五、七百四十六、七百四十七、七百四十八、七百四十九、七百五十、七百五十一、七百五十二、七百五十三、七百五十四、七百五十五、七百五十六、七百五十七、七百五十八、七百五十九、七百六十、七百六十一、七百六十二、七百六十三、七百六十四、七百六十五、七百六十六、七百六十七、七百六十八、七百六十九、七百七十、七百七十一、七百七十二、七百七十三、七百七十四、七百七十五、七百七十六、七百七十七、七百七十八、七百七十九、七百八十、七百八十一、七百八十二、七百八十三、七百八十四、七百八十五、七百八十六、七百八十七、七百八十八、七百八十九、七百九十、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十四、七百九十五、七百九十六、七百九十七、七百九十八、七百九十九、八百、八百一、八百二、八百三、八百四、八百五、八百六、八百七、八百八、八百九、八百十、八百十一、八百十二、八百十三、八百十四、八百十五、八百十六、八百十七、八百十八、八百十九、八百二十、八百二十一、八百二十二、八百二十三、八百二十四、八百二十五、八百二十六、八百二十七、八百二十八、八百二十九、八百三十、八百三十一、八百三十二、八百三十三、八百三十四、八百三十五、八百三十六、八百三十七、八百三十八、八百三十九、八百四十、八百四十一、八百四十二、八百四十三、八百四十四、八百四十五、八百四十六、八百四十七、八百四十八、八百四十九、八百五十、八百五十一、八百五十二、八百五十三、八百五十四、八百五十五、八百五十六、八百五十七、八百五十八、八百五十九、八百六十、八百六十一、八百六十二、八百六十三、八百六十四、八百六十五、八百六十六、八百六十七、八百六十八、八百六十九、八百七十、八百七十一、八百七十二、八百七十三、八百七十四、八百七十五、八百七十六、八百七十七、八百七十八、八百七十九、八百八十、八百八十一、八百八十二、八百八十三、八百八十四、八百八十五、八百八十六、八百八十七、八百八十八、八百八十九、八百九十、八百九十一、八百九十二、八百九十三、八百九十四、八百九十五、八百九十六、八百九十七、八百九十八、八百九十九、九百、九百一、九百二、九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、九百八、九百九、九百十、九百十一、九百十二、九百十三、九百十四、九百十五、九百十六、九百十七、九百十八、九百十九、九百二十、九百二十一、九百二十二、九百二十三、九百二十四、九百二十五、九百二十六、九百二十七、九百二十八、九百二十九、九百三十、九百三十一、九百三十二、九百三十三、九百三十四、九百三十五、九百三十六、九百三十七、九百三十八、九百三十九、九百四十、九百四十一、九百四十二、九百四十三、九百四十四、九百四十五、九百四十六、九百四十七、九百四十八、九百四十九、九百五十、九百五十一、九百五十二、九百五十三、九百五十四、九百五十五、九百五十六、九百五十七、九百五十八、九百五十九、九百六十、九百六十一、九百六十二、九百六十三、九百六十四、九百六十五、九百六十六、九百六十七、九百六十八、九百六十九、九百七十、九百七十一、九百七十二、九百七十三、九百七十四、九百七十五、九百七十六、九百七十七、九百七十八、九百七十九、九百八十、九百八十一、九百八十二、九百八十三、九百八十四、九百八十五、九百八十六、九百八十七、九百八十八、九百八十九、九百九十、九百九十一、九百九十二、九百九十三、九百九十四、九百九十五、九百九十六、九百九十七、九百九十八、九百九十九、十百、十百一、十百二、十百三、十百四、十百五、十百六、十百七、十百八、十百九、十百十、十百十一、十百十二、十百十三、十百十四、十百十五、十百十六、十百十七、十百十八、十百十九、十百二十、十百二十一、十百二十二、十百二十三、十百二十四、十百二十五、十百二十六、十百二十七、十百二十八、十百二十九、十百三十、十百三十一、十百三十二、十百三十三、十百三十四、十百三十五、十百三十六、十百三十七、十百三十八、十百三十九、十百四十、十百四十一、十百四十二、十百四十三、十百四十四、十百四十五、十百四十六、十百四十七、十百四十八、十百四十九、十百五十、十百五十一、十百五十二、十百五十三、十百五十四、十百五十五、十百五十六、十百五十七、十百五十八、十百五十九、十百六十、十百六十一、十百六十二、十百六十三、十百六十四、十百六十五、十百六十六、十百六十七、十百六十八、十百六十九、十百七十、十百七十一、十百七十二、十百七十三、十百七十四、十百七十五、十百七十六、十百七十七、十百七十八、十百七十九、十百八十、十百八十一、十百八十二、十百八十三、十百八十四、十百八十五、十百八十六、十百八十七、十百八十八、十百八十九、十百九十、十百九十一、十百九十二、十百九十三、十百九十四、十百九十五、十百九十六、十百九十七、十百九十八、十百九十九、十一百、十一百一、十一百二、十一百三、十一百四、十一百五、十一百六、十一百七、十一百八、十一百九、十一百十、十一百十一、十一百十二、十一百十三、十一百十四、十一百十五、十一百十六、十一百十七、十一百十八、十一百十九、十一百二十、十一百二十一、十一百二十二、十一百二十三、十一百二十四、十一百二十五、十一百二十六、十一百二十七、十一百二十八、十一百二十九、十一百三十、十一百三十一、十一百三十二、十一百三十三、十一百三十四、十一百三十五、十一百三十六、十一百三十七、十一百三十八、十一百三十九、十一百四十、十一百四十一、十一百四十二、十一百四十三、十一百四十四、十一百四十五、十一百四十六、十一百四十七、十一百四十八、十一百四十九、十一百五十、十一百五十一、十一百五十二、十一百五十三、十一百五十四、十一百五十五、十一百五十六、十一百五十七、十一百五十八、十一百五十九、十一百六十、十一百六十一、十一百六十二、十一百六十三、十一百六十四、十一百六十五、十一百六十六、十一百六十七、十一百六十八、十一百六十九、十一百七十、十一百七十一、十一百七十二、十一百七十三、十一百七十四、十一百七十五、十一百七十六、十一百七十七、十一百七十八、十一百七十九、十一百八十、十一百八十一、十一百八十二、十一百八十三、十一百八十四、十一百八十五、十一百八十六、十一百八十七、十一百八十八、十一百八十九、十一百九十、十一百九十一、十一百九十二、十一百九十三、十一百九十四、十一百九十五、十一百九十六、十一百九十七、十一百九十八、十一百九十九、十二百、十二百一、十二百二、十二百三、十二百四、十二百五、十二百六、十二百七、十二百八、十二百九、十二百十、十二百十一、十二百十二、十二百十三、十二百十四、十二百十五、十二百十六、十二百十七、十二百十八、十二百十九、十二百二十、十二百二十一、十二百二十二、十二百二十三、十二百二十四、十二百二十五、十二百二十六、十二百二十七、十二百二十八、十二百二十九、十二百三十、十二百三十一、十二百三十二、十二百三十三、十二百三十四、十二百三十五、十二百三十六、十二百三十七、十二百三十八、十二百三十九、十二百四十、十二百四十一、十二百四十二、十二百四十三、十二百四十四、十二百四十五、十二百四十六、十二百四十七、十二百四十八、十二百四十九、十二百五十、十二百五十一、十二百五十二、十二百五十三、十二百五十四、十二百五十五、十二百五十六、十二百五十七、十二百五十八、十二百五十九、十二百六十、十二百六十一、十二百六十二、十二百六十三、十二百六十四、十二百六十五、十二百六十六、十二百六十七、十二百六十八、十二百六十九、十二百七十、十二百七十一、十二百七十二、十二百七十三、十二百七十四、十二百七十五、十二百七十六、十二百七十七、十二百七十八、十二百七十九、十二百八十、十二百八十一、十二百八十二、十二百八十三、十二百八十四、十二百八十五、十二百八十六、十二百八十七、十二百八十八、十二百八十九、十二百九十、十二百九十一、十二百九十二、十二百九十三、十二百九十四、十二百九十五、十二百九十六、十二百九十七、十二百九十八、十二百九十九、十三百、十三百一、十三百二、十三百三、十三百四、十三百五、十三百六、十三百七、十三百八、十三百九、十三百十、十三百十一、十三百十二、十三百十三、十三百十四、十三百十五、十三百十六、十三百十七、十三百十八、十三百十九、十三百二十、十三百二十一、十三百二十二、十三百二十三、十三百二十四、十三百二十五、十三百二十六、十三百二十七、十三百二十八、十三百二十九、十三百三十、十三百三十一、十三百三十二、十三百三十三、十三百三十四、十三百三十五、十三百三十六、十三百三十七、十三百三十八、十三百三十九、十三百四十、十三百四十一、十三百四十二、十三百四十三、十三百四十四、十三百四十五、十三百四十六、十三百四十七、十三百四十八、十三百四十九、十三百五十、十三百五十一、十三百五十二、十三百五十三、十三百五十四、十三百五十五、十三百五十六、十三百五十七、十三百五十八、十三百五十九、十三百六十、十三百六十一、十三百六十二、十三百六十三、十三百六十四、十三百六十五、十三百六十六、十三百六十七、十三百六十八、十三百六十九、十三百七十、十三百七十一、十三百七十二、十三百七十三、十三百七十四、十三百七十五、十三百七十六、十三百七十七、十三百七十八、十三百七十九、十三百八十、十三百八十一、十三百八十二、十三百八十三、十三百八十四、十三百八十五、十三百八十六、十三百八十七、十三百八十八、十三百八十九、十三百九十、十三百九十一、十三百九十二、十三百九十三、十三百九十四、十三百九十五、十三百九十六、十三百九十七、十三百九十八、十三百九十九、十四百、十四百一、十四百二、十四百三、十四百四、十四百五、十四百六、十四百七、十四百八、十四百九、十四百十、十四百十一、十四百十二、十四百十三、十四百十四、十四百十五、十四百十六、十四百十七、十四百十八、十四百十九、十四百二十、十四百二十一、十四百二十二、十四百二十三、十四百二十四、十四百二十五、十四百二十六、十四百二十七、十四百二十八、十四百二十九、十四百三十、十四百三十一、十四百三十二、十四百三十三、十四百三十四、十四百三十五、十四百三十六、十四百三十七、十四百三十八、十四百三十九、十四百四十、十四百四十一、十四百四十二、十四百四十三、十四百四十四、十四百四十五、十四百四十六、十四百四十七、十四百四十八、十四百四十九、十四百五十、十四百五十一、十四百五十二、十四百五十三、十四百五十四、十四百五十五、十四百五十六、十四百五十七、十四百五十八、十四百五十九、十四百六十、十四百六十一、十四百六十二、十四百六十三、十四百六十四、十四百六十五、十四百六十六、十四百六十七、十四百六十八、十四百六十九、十四百七十、十四百七十一、十四百七十二、十四百七十三、十四百七十四、十四百七十五、十四百七十六、十四百七十七、十四百七十八、十四百七十九、十四百八十、十四百八十一、十四百八十二、十四百八十三、十四百八十四、十四百八十五、十四百八十六、十四百八十七、十四百八十八、十四百八十九、十四百九十、十四百九十一、十四百九十二、十四百九十三、十四百九十四、十四百九十五、十四百九十六、十四百九十七、十四百九十八、十四百九十九、十五百、十五百一、十五百二、十五百三、十五百四、十五百五、十五百六、十五百七、十五百八、十五百九、十五百十、十五百十一、十五百十二、十五百十三、十五百十四、十五百十五、十五百十六、十五百十七、十五百十八、十五百十九、十五百二十、十五百二十一、十五百二十二、十五百二十三、十五百二十四、十五百二十五、十五百二十六、十五百二十七、十五百二十八、十五百二十九、十五百三十、十五百三十一、十五百三十二、十五百三十三、十五百三十四、十五百三十五、十五百三十六、十五百三十七、十五百三十八、十五百三十九、十五百四十、十五百四十一、十五百四十二、十五百四十三、十五百四十四、十五百四十五、十五百四十六、十五百四十七、十五百四十八、十五百四十九、十五百五十、十五百五十一、十五百五十二、十五百五十三、十五百五十四、十五百五十五、十五百五十六、十五百五十七、十五百五十八、十五百五十九、十五百六十、十五百六十一、十五百六十二、十五百六十三、十五百六十四、十五百六十五、十五百六十六、十五百六十七、十五百六十八、十五百六十九、十五百七十、十五百七十一、十五百七十二、十五百七十三、十五百七十四、十五百七十五、十五百七十六、十五百七十七、十五百七十八、十五百七十九、十五百八十、十五百八十一、十五百八十二、十五百八十三、十五百八十四、十五百八十五、十五百八十六、十五百八十七、十五百八十八、十五百八十九、十五百九十、十五百九十一、十五百九十二、十五百九十三、十五百九十四、十五百九十五、十五百九十六、十五百九十七、十五百九十八、十五百九十九、十六百、十六百一、十六百二、十六百三、十六百四、十六百五、十六百六、十六百七、十六百八、十六百九、十六百十、十六百十一、十六百十二、十六百十三、十六百十四、十六百十五、十六百十六、十六百十七、十六百十八、十六百十九、十六百二十、十六百二十一、十六百二十二、十六百二十三、十六百二十四、十六百二十五、十六百二十六、十六百二十七、十六百二十八、十六百二十九、十六百三十、十六百三十一、十六百三十二、十六百三十三、十六百三十四、十六百三十五、十六百三十六、十六百三十七、十六百三十八、十六百三十九、十六百四十、十六百四十一、十六百四十二、十六百四十三、十六百四十四、十六百四十五、十六百四十六、十六百四十七、十六百四十八、十六百四十九、十六百五十、十六百五十一、十六百五十二、十六百五十三、十六百五十四、十六百五十五、十六百五十六、十六百五十七、十六百五十八、十六百五十九、十六百六十、十六百六十一、十六百六十二、十六百六十三、十六百六十四、十六百六十五、十六百六十六、十六百六十七、十六百六十八、十六百六十九、十六百七十、十六百七十一、十六百七十二、十六百七十三、十六百七十四、十六百七十五、十六百七十六、十六百七十七、十六百七十八、十六百七十九、十六百八十、十六百八十一、十六百八十二、十六百八十三、十六百八十四、十六百八十五、十六百八十六、十六百八十七、十六百八十八、十六百八十九、十六百九十、十六百九十一、十六百九十二、十六百九十三、十六百九十四、十六百九十五、十六百九十六、十六百九十七、十六百九十八、十六百九十九、十七百、十七百一、十七百二、十七百三、十七百四、十七百五、十七百六、十七百七、十七百八、十七百九、十七百十、十七百十一、十七百十二、十七百十三、十七百十四、十七百十五、十七百十六、十七百十七、十七百十八、十七百十九、十七百二十、十七百二十一、十七百二十二、十七百二十三、十七百二十四、十七百二十五、十七百二十六、十七百二十七、十七百二十八、十七百二十九、十七百三十、十七百三十一、十七百三十二、十七百三十三、十七百三十四、十七百三十五、十七百三十六、十七百三十七、十七百三十八、十七百三十九、十七百四十、十七百四十一、十七百四十二、十七百四十三、十七百四十四、十七百四十五、十七百四十六、十七百四十七、十七百四十八、十七百四十九、十七百五十、十七百五十一、十七百五十二、十七百五十三、十七百五十四、十七百五十五、十七百五十六、十七百五十七、十七百五十八、十七百五十九、十七百六十、十七百六十一、十七百六十二、十七百六十三、十七百六十四、十七百六十五、十七百六十六、十七百六十七、十七百六十八、十七百六十九、十七百七十、十七百七十一、十七百七十二、十七百七十三、十七百七十四、十七百七十五、十七百七十六、十七百七十七、十七百七十八、十七百七十九、十七百八十、十七百八十一、十七百八十二、十七百八十三、十七百八十四、十七百八十五、十七百八十六、十七百八十七、十七百八十八、十七百八十九、十七百九十、十七百九十一、十七百九十二、十七百九十三、十七百九十四、十七百九十五、十七百九十六、十七百九十七、十七百九十八、十七百九十九、十八百、十八百一、十八百二、十八百三、十八百四、十八百五、十八百六、十八百七、十八百八、十八百九、十八百十、十八百十一、十八百十二、十八百十三、十八百十四、十八百十五、十八百十六、十八百十七、十八百十八、十八百十九、十八百二十、十八百二十一、十八百二十二、十八百二十三、十八百二十四、十八百二十五、十八百二十六、十八百二十七、十八百二十八、十八百二十九、十八百三十、十八百三十一、十八百三十二、十八百三十三、十八百三十四、十八百三十五、十八百三十六、十八百三十七、十八百三十八、十八百三十九、十八百四十、十八百四十一、十八百四十二、十八百四十三、十八百四十四、十八百四十五、十八百四十六、十八百四十七、十八百四十八、十八百四十九、十八百五十、十八百五十一、十八百五十二、十八百五十三、十八百五十四、十八百五十五、十八百五十六、十八百五十七、十八百五十八、十八百五十九、十八百六十、十八百六十一、十八百六十二、十八百六十三、十八百六十四、十八百六十五、十八百六十六、十八百六十七、十八百六十八、十八百六十九、十八百七十、十八百七十一、十八百七十二、十八百七十三、十八百七十四、十八百七十五、十八百七十六、十八百七十七、十八百七十八、十八百七十九、十八百八十、十八百八十一、十八百八十二、十八百八十三、十八百八十四、十八百八十五、十八百八十六、十八百八十七、十八百八十八、十八百八十九、十八百九十、十八百九十一、十八百九十二、十八百九十三、十八百九十四、十八百九十五、十八百九十六、十八百九十七、十八百九十八、十八百九十九、十九百、十九百一、十九百二、十九百三、十九百四、十九百五、十九百六、十九百七、十九百八、十九百九、十九百十、十九百十一、十九百十二、十九百十三、十九百十四、十九百十五、十九百十六、十九百十七、十九百十八、十九百十九、十九百二十、十九百二十一、十九百二十二、十九百二十三、十九百二十四、十九百二十五、十九百二十六、十九百二十七、十九百二十八、十九百二十九、十九百三十、十九百三十一、十九百三十二、十九百三十三、十九百三十四、十九百三十五、十九百三十六、十九百三十七、十九百三十八、十九百三十九、十九百四十、十九百四十一、十九百四十二、十九百四十三、十九百四十四、十九百四十五、十九百四十六、十九百四十七、十九百四十八、十九百四十九、十九百五十、十九百五十一、十九百五十二、十九百五十三、十九百五十四、十九百五十五、十九百五十六、十九百五十七、十九百五十八、十九百五十九、十九百六十、十九百六十一、十九百六十二、十九百六十三、十九百六十四、十九百六十五、十九百六十六、十九百六十七、十九百六十八、十九百六十九、十九百七十、十九百七十一、十九百七十二、十九百七十三、十九百七十四、十九百七十五、十九百七十六、十九百七十七、十九百七十八、十九百七十九、十九百八十、十九百八十一、十九百八十二、十九百八十三、十九百八十四、十九百八十五、十九百八十六、十九百八十七、十九百八十八、十九百八十九、十九百九十、十九百九十一、十九百九十二、十九百九十三、十九百九十四、十九百九十五、十九百九十六、十九百九十七、十九百九十八、十九百九十九、二十百、二十百一、二十百二、二十百三、二十百四、二十百五、二十百六、二十百七、二十百八、二十百九、二十百十、二十百十一、二十百十二、二十百十三、二十百十四、二十百十五、二十百十六、二十百十七、二十百十八、二十百十九、二十百二十、二十百二十一、二十百二十二、二十百二十三、二十百二十四、二十百二十五、二十百二十六、二十百二十七、二十百二十八、二十百二十九、二十百三十、二十百三十一、二十百三十二、二十百三十三、二十百三十四、二十百三十五、二十百三十六、二十百三十七、二十百三十八、二十百三十九、二十百四十、二十百四十一、二十百四十二、二十百四十三、二十百四十四、二十百四十五、二十百四十六、二十百四十七、二十百四十八、二十百四十九、二十百五十、二十百五十一、二十百五十二、二十百五十三、二十百五十四、二十百五十五、二十百五十六、二十百五十七、二十百五十八、二十百五十九、二十百六十、二十百六十一、二十百六十二、二十百六十三、二十百六十四、二十百六十五、二十百六十六、二十百六十七、二十百六十八、二十百六十九、二十百七十、二十百七十一、二十百七十二、二十百七十三、二十百七十四、二十百七十五、二十百七十六、二十百七十七、二十百七十八、二十百七十九、二十百八十、二十百八十一、二十百八十二、二十百八十三、二十百八十四、二十百八十五、二十百八十六、二十百八十七、二十百八十八、二十百八十九、二十百九十、二十百九十一、二十百九十二、二十百九十三、二十百九十四、二十百九十五、二十百九十六、二十百九十七、二十百九十八、二十百九十九、二十一百、二十一百一、二十一百二、二十一百三、二十一百四、二十一百五、二十一百六、二十一百七、二十一百八、二十一百九、二十一百十、二十一百十一、二十一百十二、二十一百十三、二十一百十四、二十一百十五、二十一百十六、二十一百十七、二十一百十八、二十一百十九、二十一百二十、二十一百二十一、二十一百二十二、二十一百二十三、二十一百二十四、二十一百二十五、二十一百二十六、二十一百二十七、二十一百二十八、二十一百二十九、二十一百三十、二十一百三十一、二十一百三十二、二十一百三十三、二十一百三十四、二十一百三十五、二十一百三十六、二十一百三十七、二十一百三十八、二十一百三十九、二十一百四十、二十一百四十一、二十一百四十二、二十一百四十三、二十一百四十四、二十一百四十五、二十一百四十六、二十一百四十七、二十一百四十八、二十一百四十九、二十一百五十、二十一百五十一、二十一百五十二、二十一百五十三、二十一百五十四、二十一百五十五、二十一百五十六、二十一百五十七、二十一百五十八、二十一百五十九、二十一百六十、二十一百六十一、二十一百六十二、二十一百六十三、二十一百六十四、二十一百六十五、二十一百六十六、二十一百六十七、二十一百六十八、二十一百六十九、二十一百七十、二十一百七十一、二十一百七十二、二十一百七十三、二十一百七十四、二十一百七十五、二十一百七十六、二十一百七十七、二十一百七十八、二十一百七十九、二十一百八十、二十一百八十一、二十一百八十二、二十一百八十三、二十一百八十四、二十一百八十五、二十一百八十六、二十一百八十七、二十一百八十八、二十一百八十九、二十一百九十、二十一百九十一、二十一百九十二、二十一百九十三、二十一百九十四、二十一百九十五、二十一百九十六、二十一百九十七、二十一百九十八、二十一百九十九、二十二百、二十二百一、二十二百二、二十二百三、二十二百四、二十二百五、二十二百六、二十二百七、二十二百八、二十二百九、二十二百十、二十二百十一、二十二百十二、二十二百十三、二十二百十四、二十二百十五、二十二百十六、二十二百十七、二十二百十八、二十二百十九、二十二百二十、二十二百二十一、二十二百二十二、二十二百二十三、二十二百二十四、二十二百二十五、二十二百二十六、二十二百二十七、二十二百二十八、二十二百二十九、二十二百三十、二十二百三十一、二十二百三十二、二十二百三十三、二十二百三十四、二十二百三十五、二十二百三十六、二十二百三十七、二十二百三十八、二十二百三十九、二十二百四十、二十二百四十一、二十二百四十二、二十二百四十三、二十二百四十四、二十二百四十五、二十二百四十六、二十二百四十七、二十二百四十八、二十二百四十九、二十二百五十、二十二百五十一、二十二百五十二、二十二百五十三、二十二百五十四、二十二百五十五、二十二百五十六、二十二百五十七、二十二百五十八、二十二百五十九、二十二百六十、二十二百六十一、二十二百六十二、二十二百六十三、二十二百六十四、二十二百六十五、二十二百六十六、二十二百六十七、二十二百六十八、二十二百六十九、二十二百七十、二十二百七十一、二十二百七十二、二十二百七十三、二十二百七十四、二十二百七十五、二十二百七十六、二十二百七十七、二十二百七十八、二十二百七十九、二十二百八十、二十二百八十一、二十二百八十二、二十二百八十三、二十二百八十四、二十二百八十五、二十二百八十六、二十二百八十七、二十二百八十八、二十二百八十九、二十二百九十、二十二百九十一、二十二百九十二、二十二百九十三、二十二百九十四、二十二百九十五、二十二百九十六、二十二百九十七、二十二百九十八、二十二百九十九、二十三百、二十三百一、二十三百二、二十三百三、二十三百四、二十三百五、二十三百六、二十三百七、二十三百八、二十三百九、二十三百十、二十三百十一、二十三百十二、二十三百十三、二十三百十四、二十三百十五、二十三百十六、二十三百十七、二十三百十八、二十三百十九、二十三百二十、二十三百二十一、二十三百二十二、二十三百二十三、二十三百二十四、二十三百二十五、二十三百二十六、二十三百二十七、二十三百二十八、二十三百二十九、二十三百三十、二十三百三十一、二十三百三十二、二十三百三十三、二十三百三十四、二十三百三十五、二十三百三十六、二十三百三十七、二十三百三十八、二十三百三十九、二十三百四十、二十三百四十一、二十三百四十二、二十三百四十三、二十三百四十四、二十三百四十五、二十三百四十六、二十三百四十七、二十三百四十八、二十三百四十九、二十三百五十、二十三百五十一、二十三百五十二、二十三百五十三、二十三百五十四、二十三百五十五、二十三百五十六、二十三百五十七、二十三百五十八、二十三百五十九、二十三百六十、二十三百六十一、二十三百六十二、二十三百六十三、二十三百六十四、二十三百六十五、二十三百六十六、二十三百六十七、二十三百六十八、二十三百六十九、二十三百七十、二十三百七十一、二十三百七十二、二十三百七十三、二十三百七十四、二十三百七十五、二十三百七十六、二十三百七十七、二十三百七十八、二十三百七十九、二十三百八十、二十三百八十一、二十三百八十二、二十三百八十三、二十三百八十四、二十三百八十五、二十三百八十六、二十三百八十七、二十三百八十八、二十三百八十九、二十三百九十、二十三百九十一、二十三百九十二、二十三百九十三、二十三百九十四、二十三百九十五、二十三百九十六、二十三百九十七、二十三百九十八、二十三百九十九、二十四百、二十四百一、二十四百二、二十四百三、二十四百四、二十四百五、二十四百六、二十四百七、二十四百八、二十四百九、二十四百十、二十四百十一、二十四百十二、二十四百十三、二十四百十四、二十四百十五、二十四百十六、二十四百十七、二十四百十八、二十四百十九、二十四百二十、二十四百二十一、二十四百二十二、二十四百二十三、二十四百二十四、二十四百二十五、二十四百二十六、二十四百二十七、二十四百二十八、二十四百二十九、二十四百三十、二十四百三十一、二十四百三十二、二十四百三十三、二十四百三十四、二十四百三十五、二十四百三十六、二十四百三十七、二十四百三十八、二十四百三十九、二十四百四十、二十四百四十一、二十四百四十二、二十四百四十三、二十四百四十四、二十四百四十五、二十四百四十六、二十四百四十七、二十四百四十八、二十四百四十九、二十四百五十、二十四百五十一、二十四百五十二、二十四百五十三、二十四百五十四、二十四百五十五、二十四百五十六、二十四百五十七、二十四百五十八、二十四百五十九、二十四百六十、二十四百六十一、二十四百六十二、二十四百六十三、二十四百六十四、二十四百六十五、二十四百六十六、二十四百六十七、二十四百六十八、二十四百六十九、二十四百七十、二十四百七十一、二十四百七十二、二十四百七十三、二十四百七十四、二十四百七十五、二十四百七十六、二十四百七十七、二十四百七十八、二十四百七十九、二十四百八十、二十四百八十一、二十四百八十二、二十四百八十三、二十四百八十四、二十四百八十五、二十四百八十六、二十四百八十七、二十四百八十八、二十四百八十九、二十四百九十、二十四百九十一、二十四百九十二、二十四百九十三、二十四百九十四、二十四百九十五、二十四百九十六、二十四百九十七、二十四百九十八、二十四百九十九、二十五百、二十五百一、二十五百二、二十五百三、二十五百四、二十五百五、二十五百六、二十五百七、二十五百八、二十五百九、二十五百十、二十五百十一、二十五百十二、二十五百十三、二十五百十四、二十五百十五、二十五百十六、二十五百十七、二十五百十八、二十五百十九、二十五百二十、二十五百二十一、二十五百二十二、二十五百二十三、二十五百二十四、二十五百二十五、二十五百二十六、二十五百二十七、二十五百二十八、二十五百二十九、二十五百三十、二十五百三十一、二

35

P.

詳ならざるものと思はれる。

鈴木茶太郎商店 日本列

愛用 1954

部落の年中行事

部落の年中行事は家族的と同族的と階級的と村落的の四種のものとに分つて考へられる。

家族的は家族的乃至個人的の行事は甚だ簡単である。儀礼的に過ぎない。

同族的は同族的の行事は甚だ簡単である。

階級的は階級的の行事は甚だ簡単である。

村落的は村落的の行事は甚だ盛んである。

代の思潮の推移
推移
挑戦をこに現れん
現れ
とあるのこの
この
は、飯岡は
復
このもつ
いくのであろう。そ
れは行方の集団
おいて
地の
農村に近つ
きつつある
いと
ことを
と
示す。何
と
ものは、
も
同様に
ないし
階級
農村
行方
農村
行つてあるかいる。
農村の
農村
農村の
農村
農村の
農村

事実

鞦韆

洗鉦遊

洞契

即単位

陸戦

傾

見

事

曲

信

もと

比

ら

ツレか、淵次なくすり、洞契が廃れてゆくように、

洗鉦遊、たゝ洞契はなくなりて行くであろう。

一数の印象、数の単位、数の単位、数の単位

Ⅳ 年中行事における日鮮異同

460

(三)

年中行事～おける日鮮異同

朝鮮で年中行事の節日とされ日本地～は多～

もの は 寒食、流頭、白中、秋夕、下元

の日)、三伏で寒。

てよい。もの は 寒食 へる事 あ 寒。

朝鮮 日本 へ

寒食 一 彼岸

流頭 一 祇園祭

六、一五 六、一五

白中 一 盂蘭盆

七、一五 七、一五

秋夕 一 彼岸 と 村祭

八、一五

下元(冬至) 一 村祭

一〇、一五

今年は寒食は四月六日、彼岸は三月十八日から四月二十四日迄(四)。

寒

昨年の盂蘭盆は、秋の彼岸は九月三日から十七日迄、秋夕は九月十四日。

39

B5判 鈴木商店用箋

今年は閏年であるから、その暦によると、初伏は七月二十一日、土用入りはその前日七月二十日、土用の丑の日は七月三十日であるが、その翌日七月三十一日は中伏である。

三伏

夏の土用

盆踊

山神の祭

十二月

今は行事の内容が大きな行事甲行事で一番大きなものは、正月と盆と秋祭である。この三つは江戸時代の五人組制度に許されて節日である。この三つの節日が大きな行事のもとである。日本地方の年中行事は日本地方ではもっとも盛んである。しかし新鮮に比べると最大の節日である。

また盆と秋祭は日本地方ではもっとも盛んである。そしてこれは日本地方では一般的である。

は知るように一般的には北部では正月、節年と称するところが多いようである。

しかし南部では流頭七月白中が盛んせいふいに反して。南部では問題にさほど反して。南部では節祭は正月と称するところが多いようである。

しかし新鮮の節日には大根祭祖祭がある。元旦に日本地方では氏神詣りを行なう。新鮮では祖祭を行なう。玉節句の次上巳の節句は次他では女の節句、節年は男の節句、七夕は立

40

書　名　朝鮮社会　（ 35 ）

原稿番号：# 464 ― 481

号　数：　9ポ

字　詰：　　字×　　行×　　段（　　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁ハミダシナ）　月　日

担当

して多勢の人が、新年は娘達が菖蒲の飾りをするのであるが、新年は節句である。

日本では年の中に新年は女子供も男、男の中で一番大きい事が祝はれる。

年中行事の中に新年は女子供の中で一番大きい事が祝はれる。

長者が祖先への祀りを行事を盛んにする。

小さい子供達は老人、老人達は死んだ祖先に向かへ参らねばならぬ。

日本の年中行事は子供中心である。

日本の行事の中で一番大きい事は新年である。

は男のみは七日目に女のみは三日目に民神に詣る。百日目に丹前姿婦自身が着飾って近親の家に挨拶に廻る。

満一年目には誕生祝に宮詣りをする。

七才の時には帯とき祝ひ、長子の為に宮詣りをする。

毎年十一月十五日は七五三の祝ひをする。

七才五才五才の子供達が氏神に参詣する事になって居る。子供の生誕を祝ひ、又結婚式は新郎の特権を祝福する。

41

積極

あるけれども、日本の地方には、まだまだ多くはない。神社は、日本の地方には、

ん安易しい。貧民の家に対しては、なのあるとは

あるか、鈴鹿では子供の場合を殺すは行はれ

いに子の[おい]ように[ように]なって。遂に殺は日本の地方では子供

のようにするか、鈴鹿では主として老人のために

ある。鈴鹿では子供を迷信に陥れるや、厄

年には[は]子供のために石厄祓(ヒやクサんがり)はする。

一時流行の発展を[時代に][流行]する[ように]なった。

日本の地方[地方]では神社と子供と青年[青年]との結合[結合]と

言ふ[言ふ]。鈴鹿の場合は祖先の[祖先]と過去に

よく[よく]主張[主張]する[する]ように[ように]、日本の地方[日本]

主[主]としては地方に行はれるように[なり]なって、鈴鹿の

ように[ように]主[主]と[と]して行はれる[なり]。日本の地方[日本]

の中には氏神が大きく[浮][浮]いて[いて]居る[居る]。

の年中行事には祖先[祖先]が大きく[浮][浮]いて[いて]居る[居る]。

鈴鹿の部落の神が日本の地方[日本]の氏神[氏神]程[ほど]大きな存在[存在]に

なって[なって]居る[居る]のは、鈴鹿の影響[影響]を受[受]けて、同

様に[同様に]日本の地方[日本]に祖先[祖先]祭[祭]が[が]盛[盛]んに[ほど]

なって[なって]居る[居る]。

からこそ[同族組織]

視[視]

祖先[祖先]の[の][の]

ないのは、鈴鹿の金一性が同族組織

42

ル所ノ事ニ過ギナイ。

村ヲ単位トシテ事ヲ考ヘルコトハ、日本ノ国家ノ骨組ミヲ作ッテ居ルモノデアル。

然ルニ国家ヲ構成シテ居ル村ヲ、社会生活ノ基本ノ骨組ミヲ成シテ居ルモノトシテ、家ヲモ村ヲモ弱体化させ、関係ヲ切ッテ来タ。

その事は、その事ハ、ドウ云フ事デアルカト云ヘバ、国家ノ政策ノ犠牲ニナッテ居ルノデアル。

歴史的ノ必然ノ結果ニ家ハ、村ハ、生活協同体ノ機能ヲ失ッテ来タ。

ドウ云フ事デアルカト云ヘバ、国家ノ政策ノ犠牲ニナッテ居ルノデアル。

こうして、国家の政策の運命、左右されて来た。

村は、家を村を弱体化し、精神的結束を弱体化し、家は家の犠牲を強化し、

村は、家を村を強化し、

村は、家を村を強化し、

村は、家を村

5K

V 朝鮮の年中行事とその社会的機能

1 生活形態の切り目としての祝祭

年中行事の内には、生活の時間的進行の上に判然としたる切り目をつけるものがある。切り目とは言葉を換へて節目又は区切りの意に用ひられたるものである。生活の時間的進行は一年を周期とするものもあれば、一年内を幾つかに区切るものもある。春繁り秋繁りとかあるところ等では、一年が二期に区切られて居るが、この場合には同一種類の行事が等間隔を作つて反復されて居るか、

村里に住んで居る人の体験から言へば、次の節の切り目を作つて居るものである。その切り目は大きな切り目もあれば小さな切り目もある。正月から彼岸まで、彼岸から夏まで、夏から秋繁まで、秋繁から冬まで、冬から春までは、その間から彼岸までの間にも幾つかの切り目もある。この切り目に於いて人は生活の単調から解放され、休養や娯楽や気分を変じ、また施設し、次の切り目まで

學問や生活のりろんを、続けて行く。そこにはそこへ行くための補強更新の動力がある。村

磐や鎖鞏の如く行事に生活の補強更新の意

義を現わし、それは主として補強

強いあつい更新の意義はそれ程強くはない。

けれども年中行事の中に生活の更新とい

事

意義を特に顕著に現わしたものが多い。第

神社仏閣的生活の更新としての意義を特に強

の行事、即ち六月晦日の祓、十

二月晦日の大祓、また、自

行事の

分の祀る生活圏の更新の意義を持つものとし

ての旧歳祓の如き知られてある。しかし生

活の変形の中に経済生活の変形に代償

勤定の更新

特

ものとしてある。決算期が含まれてある。

祓禊は、人がそれを

感ぜんとする所の意識を起しんとこころの罪穢れを祓い清め

清浮無垢

また清浮無垢の人間に立ち帰り

しめて生活を再出発せしむる神事

祓の起源は遠く神代に発し、六月十二月の

二回定期に行なわれたのは大宝以後の令制

に基くものである。

閭里歳時記に曰く、

「正五九月として当月（正月）と五月・九月は、家々或は斎戒沐浴して寺社に謁し、或は月待日待として佛神を祭、打寄て歌舞し、又真言、天台の寺院山伏檀家へ札まもりなど送る事あり」。

けれども触穢の思想は中国にも朝鮮にも存し、散斎致斎の方式も中国には古くから存していた。年中行事として定期に禊祓を行なう風も中国には古くから存していたようである

。「歳華紀麗」にも三月上巳の日に「祓禊臨水」とある。「山村経猜」には三月の條下に「此月の蹈青は即ち古の上巳修禊の日也」（三八ページ）とある。古くは中国朝鮮で年内定期修禊の日が三月上巳にもあったのであろう。「東国歳時記」に「晋州俗是月（六月）晦日士女出江辺陷城祓除遠近来会観者如市蓋昔倭乱以是日陷城故也歳以為常」とあるが、これは日本における六月の祓と同様に倭乱以前の古くより存していた習俗ではなかったかと

B 4 (20×20)　トーカイの原稿用紙

思われる。しかし六月晦日の祓があるならば十二月晦日にもあったはずである。「東国歳時記」に曰く、「闕内自除夕前日発大砲号年終砲放火箭鳴鑼鼓即大儺駆疫之遺制又倣徐夕元朝爆竹驚鬼之制也」と。これによれば朝鮮にも六月末と十二月末に定期の祓の行事があったものと思われる。

朝鮮の農村には、部落祭の前数日にわたって祭官はもとより部落民がことごとく謹慎して他と交通せず、行動を慎み斎戒の誠を示す

B4 20×20

慣行のあるところは現在もある。祭にあたっては向う一年間の部落の平安と発展を祈念するのである。この部落祭の日取りは地方によってまちまちであるが、旧一月がもっとも多い。

コクヨ

全南宮城郡鎮時面大山里では毎年五月の内

ハケンムン年キ[illegible]教ゴ招をして帰らう。

れを身数読経と云ふ。隠れ家のへつた所で

夜明けなつかかると云ふ。八王経地蔵王経

他いろいろ経かつ読ずみる。ケンムン年キは落

磨の亂かようつゝなるか、梁をして云ふと鐘

を用ゐて云ふと。

道教の巻教祖遺唾。

類

宝

教

宝鬼

神社の中には

神社の意を示すものとして形代を用ひる。

かつて。壺、皿、天皇、撫物、とし用ひる。

大祓の撫物として用ひる場合が多い。身体を

とう果物を形代に撫で移し汚穢を祓ひ遣る代

物をするのである。

これ類する。祓除の慣行は朝鮮にも

見られる。

はなはだ興味多い。病患や無運をそれに移して捨てず

てらみて寄る。薬人形を私は何度となく朝鮮の田舎道

を歩く時見た。

必ずこれを部落外に出す事。

のは五円十四日の夜宮である。

ただ

は石塔にもする人の為に行なうのであるが、

特に石塔にあるよ人は毎年部落内には相当にあ

る。

墓宮の中に銅銭を

ほ。

ほんを買って食べようとする為に材の出民

の子供達にはこれを

なれ。

P.

追儺の行事は元来一回に蓄積された過悪を放逐し、慶福を招かんとする意味のものである。日本では節分の夜の豆撒きがそれである。節分撒豆の由来については「民間財合」に詳かである。

中国地方では毎年二月二日の夜、各家庭で竈の祭りをし、各家庭に配置されている竈神に、天地の主宰神の使者を迎ひ。玉皇上帝をいつわる天地の主宰神の使者を

この神は、その年の禍福を司り、善悪を教唆する。

その家の過ちを一年の善悪を上帝に報告するのだと思はれる。この竈神は「灶君」「灶婆」と

追儺（ついな）

追儺は現在日中間に行はれる過悪の放逐の慣行は大体次の様である。「年」の節分から始まりまして、正月の上に男女家中の窓や入口を開きます。そして神や仏にあげて ランプ・電燈・蝋燭・蝋燭に消して、蝋燭の豆を家中撒き散らします。

次に その時 豆を入れたものの中に干鰯一匹を本炭に入れ豆を撒く。鬼は外、福は内と唱へて撒きます。撒き終ってから灯を点じて撒いた豆を拾います。（「男女家中の出来事」民間財合）その あとで大豆を焼いて、その煙の行く方向や焼け果てる時の天文の占いをする。

寒風

見合

書　名　朝鮮社会　（36）

原稿番号：#482 — 500

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハミダシナシ））　月　日

担当

いろいろ夫婦の神である。殿様の家庭には各家の
祭祀を供えて大切にする。悪作に関する報告
を通じて報告する。この夫婦神は
大変ねばっこい。男はいたって
報告する。
報告の手紙
手紙

貳時記念

一年一回東京の芸者の芸者の
上に報告する。
助の竜王の俗化と思う。
（知恩、新田、安宅、
熱田駅南郷田郡名古屋郡あたり

今より多くは
知恩、新田、安宅、
熱田駅も竜王を祀る。地方は
あれば多数の中に
加入する。
（満州）

いろいろ生剝の
しんれいの若者が
出刃庖丁、
れ、良ぐれて銭鬼はあるかも
と叫んで家の
の後酒肴を供
の行事は毎年
各家に予め酒肴を用意して
と云う。昔漢の武帝が五匹の鬼をつれて
山本山田近を本拠として
山本山田近

中国

新鮮の蜆汁と同様にナマハゲにも過去一年中の家人等の行動を調べ悪行があったかどうかを加へ、悪い者には新鮮な麺向

道徳

現カ

新鮮ではなく、一年中の行動が新鮮なものである。これは道徳的な精神であるが、ナマハゲの行動が新鮮なものであるが、ナマハゲの言葉が新鮮なものである。

初ムコである。ナマハゲの文句の一節に次の様なものがある。

「！！ここの主（家の位）子がいだが、いねが（いるかいないか）

！！私の言ふことをきくかきかねか（きくか、きかぬか）

若し泣いたり理の言ふことをきかねば世界っぺ行く。

！！ここの主の初嫁（または初ムコ）新起きすべきか、（するか、せぬか）

若し新起きすねばすしねいしてやる」

東鹿寛屋山林鹿曲氏手記

P.

（四）

除夜、即ち毎日の夜「遍儀爆竹」を皆主人へ為す所に儀式

（四）

三五二重遍儀の行事がどんなものであるかが詳しくなかった。当時は我々は民度の間にも注意されたと思はれる。

（四）

五日には新年の鬼供養をやる里に行ったり、その名称がなかなかいろいろ事である。

諸国

遍儀は新鮮ではなく配儀

大晦日に行ふ

昔は新鮮の家庭に

おいては一つの儀式として

はなは行はれた大規模の動員奏楽の一に

夜を徹し読み及んだとも事であ

新鮮の年中行事即ち

鉄道者

52 484 鈴木栄太郎用箋 B5判

日本の俗信に於いては人形の儀は古くは十二月晦日に行はれ、宮中に於いては大祓の後の式が、近世に至りて江家諸家に記されてある。

遊儀の日時に就ては、慶安三年十二月、

己卯、是年天下病疫、百姓多死、作土中大儀

（大儀日時紀尾井の更実に定めらるゝ。）

然し古く宮中に行はれた大儀式の式の内容は陰陽道に従ひ、桃弓葦矢を用ひ、方相氏出

（中国）

て追ひ出すとある。

（伝）

儀式の式にあつたと思はれる。

十二月晦日

（中国）

方相氏

癘

癘鬼の俗信

人間以外の癘鬼也とする。また同文中には方相の

手、桃弧棘矢のものもあるとある。

（中国）

荆楚歳時記にも「按禮記云儀

思ひ出す中国

追ひ出すの意であつたり、それが方相氏になつたものと思はれる。

（中国）

（疫癘を駆

儀は疫癘を駆

追ひ出すといふ意味であつたものと思はれる。撒豆の行事

（時）

は七節分の夜に撒豆の儀式を行ふ。

（疫癘の駆

追ひ出すといふ意味を持つて撒豆の行事

（一般に）

の呪術となつたものと思はれる。撒豆の行事

（地方）

を今も大晦日に行ふ地方が多い。

太宰府神社、住吉神社、春日神社等には古式の追
儺が行はれる。
また節分の夜に厄拂いとして村童達は乞食の
類が各戸に回り家人の[illegible]を貰ひ
節を祝ふ。
[illegible]が今なほ行はれてゐる。
新鮮な郵便配達夫が
豆腐を作って泉を追ひ福を祈ふと云ひ撒き散らす
ある。この日本の撒豆はよく似て居るが、南は
べたいと思ふ。素盞嗚安城郡の人から聞いた

ところによると、旧正月十四日の夜又は十五日の早朝
に小豆の粥を作ってあるる。(子供達が)クルミ、栗、松の実等の生
の実の穀をはいて知恵になれすると云ふ。このトウ家
とおでき
を持って行けと云ふ。トウ家とは昔乞食
たりすることである。この行事をおんかと云ふ、右に云
ふ木の実もおんかと云ふ。安城の十五日の
うそもおんかと云ふ。この云ふおんかの行事も日本
の撒豆に似たところがある。しかし
には述べてない。

中国
五月雨の正月一日の爆竹も賑やかなるこの世
荆楚歳時記にも爆竹以辟山臊惡鬼
と云ふ。日を選んでの左義長の習俗の内には、
正月十五日の
正月の節句の他に青竹を焚くことどんどと焼き
をするところ多かるべし。焚火を青竹の破
裂する音が四方に響き渡ることを思ふ。
中国
北京郊の爆竹と同様に悪鬼を追放
せしめんとの意味あるものとは思はれぬ。
廣州郊外にては、因地方では大晦日の晩
に空砲二三発打つと伝聞致候が、
銃

ウツガヘ

いかを知るのみ。今は行はれず。
は
すべて道徳的な業績を一年一回又は二回定期
また
に送り迎ひ祭りをしいと気持ちになって生
活を面出致し申候。
中国
新聞紙上にも色い〜有しと存じ候。
触
殯儀の思想の異なるから出て来
たものと存じ候。
食らに
その他の地方には未来神のよって清浄
無垢
なる状態であると云ふ。眞の意味
に
とする。眞の意味から出て来
たものと存じ候。
人牲の自然から出た眞いはな
い。
人身
人身
方に二重火祀の基礎があると思はれる。

巡年賀

次に社会生活圏の変化の意味を持つ行事としては、先づ第一に年賀の挨拶があつて、これは年始の礼式を修めたいと考へる。交詢社の礼式を述べよう。

年礼式は、少くとも元旦の朝、町中の挨拶を相賀する事、今朝は元旦に限る。

「年を通じて」

「周里歳時記」の正月元日の條下に「年始」といふ語もあつて、下駄の音は、旧暦の朝に限るなどとも、下駄の音は、旧暦の朝に限るなどとも、二日三日より

年礼式

みのしけさに病弟し休息し、二日三日より

年礼に出る為なりとある。

自分の生活圏内にある人々に対して事の始めに改つて挨拶をおべう事は、云はば社会生活に於ける一種の不祭祭であつて、過去一年間の不祭祭や失礼を謝し、それによつて過去の疎隔を埋め、交際関係を立直し、帰って改めて相和和する関係や情誼を一層拡張し、また新たに結ばれる一年毎の清算である。年賀状は全く

新

拝

今では一般に過去の挨拶と時まへの希望が同時に行はれるが、年賀状の礼と年迎への礼が一緒になつて来たこともあつた。

「周里歳時記」は旧暦十二月末の年賀状のことをあげてゐる。

また新年の挨拶は旧暦の新年の祝ひ、

なつ、旧暦の年賀状は今日の年賀状の事である。

廣くなつて

新らしい慣習

社会生活圏が

蔵対記に収む正月一日「長幼異」正衣冠以次拝賀と
あり。長幼の序を社会秩序の大きな基礎の一則
つとして尊ぶは、中国及印度に共通の習慣
に対して社稷を述べよ。家庭内に於いて集団
を成す人間に於いては朝鮮人の人意は
対して如何なる影響を与へたか。現在の
中国及印度人の年賀の慣行は次の一文に
よく表はれる。男子は暗いうちから、紅い私服を
着って年始回礼に出かけ「過年発財」とか「新春天
[illegible]」

ている。「謝次郎」になって行く中で、
彼が年賀状に対して一回づつ礼状を
出すことは、場合によりけりであろう。年賀
が異例として礼状を出す場合も多いであろう
が、慣習が人と人との関係を円滑ならしむ
る場合もやくなっているから。
また、このような
習慣を有する社会は、ものの考え方に
つて驚嘆すべき、伸縮性と、個生活
の自然の秩序からに存する事も少なく
年賀の慣習はなくなる中国及印度にも存し、
茅盾

言葉を聞く。年賀客は先づ宗堂
や仏壇に礼拝し、それから主人に年賀の祝辞を
述べる。「満州歳時記」84頁。

「満州歳時記」84頁

年賀状は支那と同様である。
郵便局は元旦から開業する。
東口農村記に曰く「男女年中早幼若老皆新衣を着
歳暮清掃を終り、年賀状を認め、
翌廿九日歳末祭を行ひ、
翌廿九日歳末祭を行ひ、
翌廿九日歳末祭を行ひ

自分の家に親を[おき]ながらは、[その]面識の[ない][者]の両親に対する[礼]
を[欠]いて[歴訪][礼]をなし、[それ]から[拝]を[なし]、[それ]から[親戚]
[その]他[友]人に[面]会をする。元来[常]
[識]ある[者]は、[家]内[すな]わち[家]庭に[於]ける[拝]
[年]少[者]の年[賀]状を[書]く。[拝]
[新年][自宅]に[安]
[礼]
[見る]
[者]
[拝]
[その]
[者]
[事]
[社会生活]

[面識]
[礼]
[歴訪]
[拝]
[親戚]
[礼]
[拝]
[年少者]
[者]
[家]
[拝]
[すなわ]
[下]
[お]
[拝]
[者]
[拝]
[その]
[見]
[その]
[事]

の[尊]属に[移]り、[新]年の[祝]詞を[述]べる。これ
を[歳]拝[ら]。[年]長[者]は[家]に[居]て、子女や[親戚]または[その]
他の年少者からの年賀を受け、年少者は自分の家で[礼]
を[終]え、近隣の[親]戚や[その]他の年長者を[歴訪]して歳[拝]を
[終]し、これが[終]から、[知]人を訪問して年賀をする。
また[親]戚または[知]の年長者に対しては、三宝四宝を[献]じ
[拝]する。また[親]戚または[知]の年長者に対しては、[拝]
する[礼]儀を[尽]くしかけて歳[拝]をする。[しか]し
[年]の[接]近[属]する[者]は、[年]長[者][に][厳格]な[礼]儀をもつ。

はゝ[illegible]て
は一般男女部落に
は改まつた回
禮は今日迄部落
に残れなかつた極
端な例である。
芝、男鹿半島、
[illegible]山地、男鹿半島
の一部分に残
た一年間の記録
は丹念に書き
[illegible]
記録するか、そこには新の
ゝは
最近の事情
である。
ゝあるう。
ゝに
ゝ
ゝ
ゝ

書　名　朝鮮社会（37）

原稿番号：#501～519

号　数：9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日（　箱　分）　月　日

植字氏名：（　頁ハミダシナシ）　月　日

担当

決算期

生活の変化の為に経済の問題は益々重大なものになって来ました。

経済の問題は社会生活の一部面をなすものであります。人の社会生活は単に経済の側面をなすものでもなければ、また経済の側面をなすものでもなければ、いづれの側面をとるかは、それぞれの社会生活の状態によって定まるものであります。

経済生活の発展は、社会生活の発展を伴ってくるものであります。決算期がいかに重要な意義を持つものであるかは、諸君の御承知の通りであります。

諸君は今年の決算期に関する諸問題の研究をなすべきものであります。一年一度の決算期の難関を乗り越えるは、容易ならぬ難業であります。

決算期

5行

18行

ほぼ今過ぎ。

四月末は繁忙期。諸君は今年の決算期に際し、帰途海へ馬を走らせに行く。一週間の休暇は全然見捨てる。あるいは今年の年末は、山村の若者達と一緒に隠れ家を見つけ出すべきである。勤務の忙しさを比較すれば、ずっと楽である。

の敬慕している。毎日毎日の生活に追われ、生活が朝せっせうれる。紀果も毎年の成績をあげんとし何かに没頭する。

元より法学勤定は貸借面引の関係の多い高工業に於ては尚もと学校で学ぶか、自是自給性の多い農民や貸借関係を多く持たぬ傳統的法

たとい表面では比較的単純である。又勤定が一年掛けとか半期掛けとか月末掛けとか其期の長短によって決算期の迫力も異るであろう。

代貸借関係は個人か土地に定着し、人々相互に利用の基礎を踏り合って居る場合には容易に残存し得るか、人々の移動多く面識の関係に於て全く其通ぜざるも未だ識らず、只ただ現在たんに利害の関係の多い現代の大都市に代貸借関係は定られ住民の社会には代貸借関係は成立し難い。現代の大都市に代貸借関係は定られ極めて多くの條件を伴ふ。

そして此は信義のみによる代貸借に容易なるものと、完全に信義のみによる代貸借に容易なる事と、担保に供せられる事とが得難い。動産か不動産か

に、また文書と会的地位が担保とされ難い。

また全く道義ん基がいん代償は少くとも取引関係に於ほとんど起り得ない。近代的都市化の先進村けよ家の農村れん存しん勢母子溝には完全に情義ん基くものが多かった。保証人を立てる事は云えるすが、本人が支柱はなっ時はまさか保証人から取る訴訟は行きません。部落の者全部が証人になっていますから。この辺は保証人だけ証人になっています。この辺の溝の保証人は全く知者の保証人へいすぎ地のある村で溝の事も調査して居たは、そん

なる事基を有いん事がある。それ程ほど強い強話いもないし知しが部落内に掛金が出来なくなったため次々に金ん多くあて来た為や、但人主義的自由と都市の影響が浸透して来たためと共に情義的な親母子溝の絶縁は益々一般に広みしかなくなって居いるもそれは部落を住に来たとこうもあり、経済ん的とこうもあり、保証責任者が多激に減秀て来る。この傾向が多くこの村の

日本地方に於ける勤定期は一般に大晦日を期限とする。第一回掃へ、又は正月と夏の二期掃へである。信州高井郡に於ける大部分は旧暦一月末と八月十三日なる二期掃、即ち一月末と八月十三日を以て、五月末日は旧暦を以て旧暦に於ける。

中国地方では年関（十二月末日）と端午節（五月五日）と中秋節（八月十五日）の三期掃へである。何れも旧暦によるものである。満蒙地方は此の中秋節、端午節（端午節は一一月八月十五日の中秋節、端

に於いては伝統の移動（全く）此の意識の拘束が強いから化粧に基く（信義）変化は無くなる。知識階級（特有）は流行の勤定期があるか、勤定期を見定めの（音義）ない。自足国給の農村（野）物品は比較的簡（単）、勤定期なしの（特有）場合の勤定期（人）は決算期の変化は之に対する（場）なる。わが米納入期とかゆる秋掃しの場合は大晦日の繁忙（ふ）なる。

（第二節）と共に清國（支那）の三大節の一となつてゐる。

たこの三大節は、いつれも決算日となつて居る。

それ、商家では、月一日から四日にかけて「帳合」をすませねばならない。

（例）又曰く「中秋節」は、一年三回の決算期の一であるから、

貧困の貧窮者や、一一の村落を望の水なければならんのやうな雑踏をする。

中秋節の用意入れの決算期

も決算をすませうは、中秋節の用意入れの決算

（第三節）の清國人の生活様式は中北支の農村のそれとよく似ている。

清國人のまとまりは、中北支のそれとよく似ている。

清國人は、大清帝國の時代の清國人は、

一年中の最終の日なので、年中の月例行事

は、大清帝國の時代の清國人は、

年中の取立、債務の返済等で陸続と債務者は

債務者に迫る。夜の十二時が過ぎて

債務者は、決して清算しないで、

ある。「株」
豊は大抵昔から
月掛でありまして
「外上掛」と云
豊掛帳を顧
ると思ふと思ふ
をれん附ひんな
ものであらうか。
（別に五日掛もあ
り十五日掛もあ
りました）

（P.21）

「株」の手付け（P.167）

豊村に
（いまは年間定期の法貨相場も云れ殆ど
殆ど白しと云
つて
いの
ばる知
なの
かう
いて
ある。代金借りも多
くなつたのは
事である。昔は年貢の時洛期や代金は
例年知倉
米相場
外度の
（類）のあたりこゝにおけ
る洛期や田舎所の商人
から
ある
秋掛にて相場
つは
相場
陽陰
して
成いかあつてあらう。「立
前
家は
洞
翌
は
洞民に
金代金
しまして
たすい相場
陰
陽は
家
かつた。陰十月十五日の大洞翌の

（P.167）

西村直次郎著
「株の手付け」
株の値は
毎日相場
（ほと
殆ど白しと
ほ
ば
な
い
と
こ
ろ
に
お
け
る
洛期
や
代
金
は
ま
た
洛
期
に
な
る
の
で
あ
る
。
昔
は
年
貢
の
時
洛

雇人年期

VIII 雇人年期

満に年期雇人の出稼ぎの習慣は主地方によって大体一定して居る。これは農傭雇の場合年期のあるよう。

「固定賃」は記に二月二日は今日奴婢にとなをやり、又記地よりも、これを出かけるとも出かけるよ。これは江戸時代の習慣にすぎず、明治以後は地方によって出かけるの習慣は一定しない。「上高井郡」の一部が正月十八日に出かけ、「佐久」は「出代り」と称し、「信濃」の交替期とする。「祖山村」は、十二月「十五日」より二十五日

は雇人の出稼ぎ方法とあよ。「男鹿」「尾山」地方は「本家」の「分家」は「本家」の「分家」は年々年々に多くなって本家に居ることに成って三日中に本家に帰って、今日又交代し、出直し「大城」は十二月二十三日で満期となり、それ「ヒンナ」を「もって」始めて出よ。本家の「生」は年々八才で、四年又八歳で雇はれた、今年は一「期」し「て」年一度の「と」月に三十日「ある」ので、「支」「払」わるものとなっています。

新聞紙ハ
ハ年末ノ
ハ之ノ事情
ハ一年ニ
文撰ハ大抵
ヨ約束ス
ことも出来
ヨ以前ニ
ハ変心シ
ハ変心シ
ノ方便ナ
ヨ前ニ
ハ変心シ
ハ変心シ
ハ変心シ

◎朝鮮における米の移入額は、
雲野の移管報告の
朝米では四十月、
全日全州地方では、
四カ月より四十月迄、
全南全州地方では
十二月及二月の間
同期おいて、同量
◎
咸鏡地方では、十月迄、
忠南鎮山地方では、
粉は四カ月大豆は
同十月、麦は六月迄
忠南天安地方では、
粉は十月、十月、麦
は六月、元山地方では、
粉は十月より十月
中、粟は九月、麦は
六七月頃である。
慶支部司令官の作

平 国 州 南 粉

増倍及駅地帯に関する調査書（昭和三年四月）。

例 駅屯賭

モスムは
うかこ一粉んは一年毎に之の主人を換へる
ようになります。同一の主人に何年も仕へる者も
ありますが、毎年主人を換へる
のが慣習になっている。
十
東京月令部んは十一月の傭下に新んは収穫
れた穀物を何俵我に与えるのか。
穀物かは俵に借穀
を当て、穀物
に殺し、いくらかは種子に殺し、地主の分も

殺何俵我 俵税 殺俵 王税に 種子 殺

見えるのみ。
穀物は許
穀物は殺っていない。
……公債、払
債は払いおわれは官吏、通信も無くなる。
麻を同じくしたれは草度も同じである。
穀の以前の後
穀物の以前の後
穀物は前年の同に一年の前のあら
ゆる代償の関係
の。中国
某郡の郵工の交替期おそらく此の
穀物は清算されるのは自然である。
いるのか、今
文部の依頼べきものを見出さな
い。
現時宜庁会社
郵便局に於ける原計年次、官吏任
務の時期、移転
任の時期を自ら決定に定ったん時

鄭が手。之化は古い事中行子の影響も多くうけよう、また又外の物なる古い事中行子を[いちづる]しく変化せしめよう事は[見兆]ない。今日では古い事中行子の一[組]と我生活に[お]ける事中行子の一[組]との二本立ての事中行子[ま]の[ため]完全な一[組]となるまで[ま]、日民生活の隅々[ま]で国[も]くばる行きとどいた政治の力に[ま][べ]きである。

70

書　名　朝鮮社会　（38）

原稿番号：#520〜538

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（箱　分）　月　日

植字氏名：　（頁（ハミダシナ））　月　日

担当

2 生業休止と年中行事

年中行事の中には一定の期日中生業を休止するものがある。此期日中には諸種の行事も行事を行なうとゝ、生業休止されぬ。休息慰労の為、或は休止の為の休止と解される。休止しない時は神慮に乞むくしめと解される。

今日の日曜は休業の制度定期に休業する制度がある。ゞ月にはソいは古来太陽暦を用ゐ〜

所用から日を二十九日又は三十日まで、

七日、十四、二十一日、二十八日を休日と定め〜

「平山清次郎」「暦法及日本」二六頁

ゞ月やすみ

いろ〳〵ゝうしい。

唐時代には所謂旬休あり

漢時代には五日に一日を公休日とした。

旬休日は唐の制度は一旬を以て一日を休日とする。

同書一二四頁

古の如き休日の制度は一旬を以て一日を休日とする。

ゝして交替する者もあり、一年を単位として交替する者もあり。

日本に於ける正月元日に於ける年期

の伝説の釣り　利度

り　大きな年代行

り、わざと年代行方を言葉を用いるよ

海ゆかれるならう、その大きさ及び成いは第一の

色々の物かう考へ　行るか、貸借の清算と生活の仕

出とそれ方すが主であらう。己れを偽かず大

きな節日と感じうれるよりは之人なまはりかうと

之れ。

袖の村法には四海三角山の伝説はを

沼の様に玉しと居るよ。

一月□□一は、二は、三は、四は、五は、六正

ゾ

り　り　り　り　り　り

七月	六月	五月	四月	三月	二月				
□	□	□	□	□	□				
□	□	□	□	□	□				
一は	十五は	五は	八は	数の	初午十五は	十八は	十六は	月、七は	月、
地蔵の会	孤園祭、	節句	薄仏	節句、	塩釜祭		大山参り	七夕	
観音	二十五は			森山地蔵祭			二番の日	十一は	
市の今は	菩提の今は						地蔵は	金魚	二十は
十四は、十五は、十								十五は	正月、二

72

ららら　十六日、十七日、十八日　宿休

蓮華

仏みたり

八月□□十二は仏方菊師今日、彼岸の中は

九月□□九は九節句、十九は中節句、二十九

十月□□二十は東比叡彼岸節句

十一月□□二十五日大師御隠し

十二月□□八日、二十六は年の夜

なお仏神の祭がある。村仏みも

この仏はとする。なにに仏は大いし三九

はてまる。此部落毎にまつりをする。

する神仏に戻る。

十日の仏はあるそうな。

仏はお盆に墓参りに戻る。盆は十五日、年内に五

月と盆である。正月と盆が年中行事と

し大掃りとする。歳じの一つはとそか

祭に戻るのである。

男老宅九山梵焼田長氏手記

時に無かっかあるそうは別にあるそう村仏みのはを

2下

二月一日から三日まで。午前午後休業。

二月九日。午前新年祝賀作文書方の場合午後休業。

しをやく、五月作文方の餅を焼く午後休業。

二月十五日。新年祝賀の為ひて午後休業。

彼岸。初めの日と春季皇霊祭の日と彼岸の終りの日と三日間午後休業。

三月三日。節句で午後休業。

三月十七日。村の祭の日で一日休業。

三月二十八日。祭りのあと休み、午後休業。

三月二十八日。村の祭神の日で午後休業。

(図書八一五八二五)

学校は一年を通じて村の休日を示す。

但し旧暦による。

正月一日から七日まで。早日午後休業。但ただし元日は朝から一日休む。

五月十一日。午後休業。ナマハゲの神様のため

五月十六日から二十日まで。午後休業。但ただし

また

農閑期として。

十六日から十日の元日までは朝から一日休業。

四月八日。釈迦の生れた日。午后休業。

五月五日。節句。午后休業。

六月一日。午后休業。

七月七日。七夕。午后休業。

七月十二日。暁方市場で郷土の為め午后休業。

七月十四日から二十日まで。七日同午后休業。

八月十日の日は朝一日休業。

見て五

五月五日。節句。午后休業。

六月一日。午后休業。

七月七日。七夕。午后休業。

七月十二日。暁方市場で郷土の為め午后休業。

七月十四日から二十日まで。七日同午后休業。

八月十日の日は朝一日休業。

見て五

八月一日。午后休業。

八月十五日。午后休業。

九月一節句。午后休業。

十二月二十五日。暁方市場でその市場年末の

たので午后休業とやります。

今のような法律ではこれは私の定休日

村によるとこれは私の定休日

の思って居る所も多くあり

ますが。

ここで休日を定めても書い休業日はあ

2下

朝鮮ハ休ミ

郡下雪面明明洞ルトイヘドモ休業日ハ例トシテハ咸北明明洞ルトイヘドモ休業日ハ例トシテハ咸北明明洞ルトイヘドモ休業日ハ例トシテハ咸北

2下

六月　十五日は流頭（流頭）日には何もせぬ。伏遊（伏遊）もせぬ。

七月　七夕の日に山神の至誠を行わん（うため）

八月　秋夕の日は墓祭の為（ため）に一日休業。

九月　九日又は両九日に墓祭（祭）、休業日。

十月　

十一月　冬至に祖祭、休業日となる。

十二月　大晦日は休業。

2下

次に平南順川郡仙沼面薩浦里（順川郡仙沼面薩浦里）に於（お）ける休業日は次の如（ごと）くである。

正月　元日（事）は変（へん）なし、元日より十五日迄休んで、十五日（日）は丈（だけ）休む。

二月　一日は休業日。

三月　三日に寒食（寒食）墓祭（祭）。（五代以上の墓は寒食と秋夕（寒食））

三月　三日に清明（清明）（五代以上の墓祭は三月三日と九月九日）

五月　五日は端午（端午）。

六月　六日は祖先の墓に初（祖）墓祭（祭）。

2下

なか、二十年来、今全部退歩。

昔は三月十五日頃城隍祭があるんか、今はない。

四月八日、舟迎いする人があるが、休はない。

五月四五六日、競午祭のために休んでいない。

流頭の行事は五日迄。報祭は行わない人もある。

六月流頭の行事。ポンリ休迄には山やのあで葬式を会々不幸もあり

七月七夕には行事。昔は流行病のはかり、休業日ではなかった。

八月十四日十五日、秋夕のために休業。五代祖以上の墓祭、城隍祭は代々の墓祭、月迎をやる人もある。

九月時享、城隍祭、報恩。

十月九日、五代祖以上の墓祭、城隍祭は今なし。報恩には行かせず。

十一月冬至お粥を作り祖先を祀り休業日

ではない。

十二月　一日は陽は暖かく、暖葉を纏ふ。佛蘭西

ではない。大晦日は休み。

朝鮮人は近年ますます月六回の市日があつた。今

では月三回となり、市場に行く用すも殆んど無くなつて居る。以前には市日は佛蘭西人と

でも言葉も知つて居る。どんな山奥の村からも三

里と距つて居ないところに市場があつて来る。市

日は賀賀の外に北支や遼東の方に出掛ける。

朝鮮人は農村に居る佛蘭西人の日本は仏蘭西に比べ甚だしく少い。これは朝鮮人民の勤労性に関係せしめて、その富国であるか、貧乏であるかの問題である。

朝鮮農業経済調査書（昭和八年）によると朝鮮人民の一年の農業労働時間は平均一日十時間、

一戸当り二百五十一日、一人当り六百一日である。（昭和元年）

帝国統計年鑑（昭和八年）によると朝鮮人民の農業労働時間は、農業

多勿御日数、一戸当り六百日

多勿御日数、一戸当り平均二十日、後者は一人当り六百

八日である。

余

反者弟御投下量は朝鮮では

ある。これは朝鮮に二千万の他に外国人である。二人、内地人は四十六人である。

知しの数字によると朝鮮民族は男女別は

すんすりて内地人は男女別はかんかい。

利益は公体のもも甚だしい。朝鮮民の労働が

安価なる理由はここにある。朝鮮人は

鈴木太郎用箋 B5判

書　名　朝鮮社会（39）

原稿番号：# 585～587

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハシダシナ））　月　日

担当

3

親族社会の変形

年中行事の中心は親族同の社会を更新する機会

働きをもつと今日のものである。親族の社会は

冠婚葬祭の不時の出に際する事によって、自から陽性されるいろいろ、そんな機会

会それほど今は多くなく、とくに居住が同じ集落内

に不時は、相当に接触する機会もしばしばなく社会

は漸次弱くなってゆく。年中行事の中心は

補強する自の機能を濃厚にしたものがあ

る。

日本

地に於いては、正月の迎祝と盆の迎祝は

親族交誼

親族は盛んに交流を新に行なう。但しこの

際は親族を限ってはいない。同郷時代

月十五日の餞別加藤中元を物贈し、又

親提灯

提灯の書に往復する、これを盆祝とする。

また

又同書云月の餞別に生盆王の祝儀のうかがる

盆祝

の民間のはいしゅう、生盆王の祝儀として、親の

親

へ子のうすり酒屋を婿、文盆を持て事まり、人の

事あるいは、中元お交盆の七夕に往て安否を問かり、死

せる人に対して、盆を祭る日、今日生る人を抱えるを賀する

生御魂のまつり

民間行事」に詳細に論じてある。同書に

年山紀伊国巻六

を引用して居る。

曰く「いきみたまと

いふこと、文明の尚

比まつりはにまるかも連れ立て、婦宋に年賀に行く。所に其上座に

月の宴に亡者の霊

魂の来るとも云ふ。

祭りとして、祖霊

の父母兄姉達の生

御魂を祭り心なり

べし」と。又同宮和

尊を引用して曰く

「年初の世俗七月になれば生きる魂を供養して

生身魂と名づく。是も亦祖先の修行也

と。又滑稽雑談よりの引用を曰く「俗の父母に祖母（星を以て祖霊を祭る）けるに餅を

也も餽りて賀すなり」。生魂の祭りは亦祖霊

を祭る。

年賀状は年賀に出す。

（四高井郡孫五郎）

また、

又已に祭礼時に

かなり、

新年では年賀に出す。

年賀状は年賀に出す。

年賀状は年賀に出す。

年賀状は

北京の南部地方に行はれる風俗であるか、即ち
ちゃうく會へなかつた蒙古の婦人、多くは婚の母と嫁の母とが相會はうとするときに行はれることである。彼等は多くは或る日を打合せて、お互に何か手土産を携へ、両家の中間に於つて、互に贈り物を交換し、各々其の携へ来れる肥料を飲食しながら、心ゆくまで語り合つた後、帰り行くのである。

これを新婦で申路里と云つて、嫁又は婿又は家族たちが、多くは出迎へたことになつてゐるが、

と八月中に行はれる。

「結婚の年中行事」

四一一三頁　婦の社会的地位の極めて低い新郎の母の魔障の支配下にある姑に対する

多くは、全く母方の支配下にある姑の魔障のやみ難い祝はれてゐる。

支那に於ては、類似する行事が多い。滿洲や支那では、隣八に嫁が生家に帰るなければ里の母親が亡くなるといふ迷信がある。隣八郎

今日十二月八日は釈迦が雪山に於いて悟りを開いた成道日である。支那では隣八洲を合する

はいふ。佛教に関する節日には、東洋の地方

平壌と共に名高い婦女子もいたが、解放すなわち解放の報知を聞くや、

婦女子の服は、高麗と造丸菓と取合菓との行事を行はれたるが、

と雪が降る。四月八日は釈迦誕生日である。

同日、国家、服八名を絞りて、

国家、服八名を絞りて、

家郷親戚は服平とある。

朝鮮の年中行事は、

服日を夫食の迎歌の歌詞に、

服八の日は、

服八の日は、

服八の日は

P.

かゝるこゝろ、
時代は男子のみ。
女は
だけで
有るべき。

85

4

東洋の社会は、女より男、年より年少が
夢しとされてゐた。男は男の年齢の支配
する社会であるように、その家に於ける
の優位の分かれしとに夢中の分かれいる。
しこの社会的階層は階級に分れ、僕かん
俺は新しい支配層の位置を占めるものである。
年中行事の改正は年表式の下積みとなる。

ことの一例を挙げると年祝ひ
人間をのの日の夫は書籍が
は夫人が中心となって行事を
人の為に娯楽的行事を催
する。
同窓会は記念日、今日より婦女の視
察しとする。男子の視察が元日より初まるが
婦人の視察は四日より初まるのことである。
二月十五日は小正月と云ふ婦人が一日安静する
日とされて女の事が東北地方の俗信と同じ

年中行事の部

一月十六日は藪入りて、奴婢をもゆるして仙参延行に行く、（因空蔵外記）ばてあり。七月十六日はもなりて、奴婢をゆるす。六月に放免する。ならわしはさくかうの慣習あり。

六月十五日の三献打（左義長）は子供のなす行事なり。

蒲田村の年中行事は、こんなことなれども、もとはなかりしなり。

著者曰く、

物語巻一にいわく、

また同書に

引用

五月

はかれにはじまりしことはやあらむと。文明年引用

蒲田村の年中行事巻一に、正月十五日

物語巻一にいわく、

はへのたはかれごとなるべし、おもしろきことなり。

事

事にて、五月

三月五日の節句は、事女子の行事にあり。

蒲州府志

蒲州府志巻七に、ばとこの事をつくりて

蒲州府志巻七に、ばとこの事をつくりて

以紙作小偶人夫婦之形是謂

倭俗以紙作小偶人夫婦之形是謂

蒲一対其外大小児之形各色之女子並置座上

蒲一対其外大人小児之形各色之女子並置座上

而玩之

而玩之是謂之雛遊

稱

倭酒食為人間

倭酒食為人間

87

年先生玩弄品

五月五日の節句

端午の節句は男の児の祭りである。

門前に鯉幟を建て、桃に菖蒲を葺き、家内

曹人形を飾り、菖蒲湯に入浴する事、年中の

行事が多くて忙しい。家庭に行事はあるが、少

年の武運を祈る意味が主である。幟を飾る

が弘安四年蒙古来襲に由来すると云ふ。

又、民間に於ては五月五日に幟を飾り

いとなむことは、いかんせん弘安四年このかた

蒙古襲来せし余風のつりかえ、今につたはり

けるものなるべし。と云ふべし。然し甲冑を

飾ることは蒙古のことにはよらないとも云ふべ

し。然し何れにしても五月五日の節句が男

の子に武者の道を教育して行くものである事

は疑ひない。端午の空が高く菖蒲の葉が

○甲冑錦の又は既に延喜式にも見えている。

然し士農工商分立の後は士農工商のみなら

ず、士農工商の別の子供達が武者を飾って楽しんでいる事は

民に尚武の精神を強く刺激している行事を

わかりやすい事。

七月七日の七夕の行事は民間に拾らいは子
供を元とした行事である。此行事は由来は天
平の昔に遡り、その拡張は国民に奨められた
けれども、民間の行事となり子供を中心とし
た行事となったことは日本の特性である。
江戸慶子巻に「七月、七夕祭、江戸中
子供、短冊七夕に奉る」とある。続江戸砂子に
「五色の紙を色紙にたんざくに作り、歌を書て其竹
の葉にむすびかくさく、けふ七夕に今向也」とあ

る。七夕の行事は子供丈の行事としては子供が中心である。
民間の行事は子供が中心となり、事は子を一年の月の数に
行ふは京の用心らる、事は子を一年の月の数にう
み、国は十三うみてめでたく、あさましきまでいみ
いきなれば、と云ふ行はる、よい侍ると「四季
物語」に書ける如くなれば、と云ふ行はる、よい侍ると「四季
、隨分、たくかちの書けている。民間行事と
しては餅を作つて祝うだけで、子孫繁昌の為
色々の行事

かゝる格式を重んじ。同じ歳時記に依れば十月十日のとうかんやのもちのうか云豬のまねびやとあり、また新春の成就を願ふべしとあるか、新かこれすでにそれら同じもりしんそこんゝんゝれは、家のよ[illegible]の日の行事は、子供等に性質を行ふ[illegible]しつと寧俗な行事の残てゐる。

十一月十五日の七五三の祝の新年も始らか[illegible]

此子供中心の祭日の類元服の類元服の乳、多くは野蛮[illegible]し、熱田神宮に詣し、[illegible]と同じ歳時記にある。此行

簡単　たゞ　う

※東日本の記事は上元の朝十四歳迄新年の行事や上元前夜男女の卯刻少消息の行事、義物の宿、年少男女の上元の日の出較の行事等先ず子供の行事は別掲の如く行はれ、伝承も行はれるが、伝承の成立の問題はあるが、子供達丈が行ふ行事である。子供を中心とし家庭をあげて行ふ行事はない。う

暁起

東日本の記事は、東京、区内一般にあるこの行事は、たゞ[illegible]いは[illegible]いは、[illegible]、東都歳時記に、男女三才及男女七才者産土神に詣る。

子供は上巳節句七夕重陽の節句の中三つは、子供をゆつとしえ節句である。

端午は男のよ、七夕は男のおとゝ女のよ、節句をゆつとしえ節句である。

書　名　朝鮮社会（40）

原稿番号：#558～575

号　数：9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日（　箱　分）　月　日

植字氏名：（　頁（ハミダシナシ））　月　日

担当

女のみん家庭形者を、結婚は男女に同試形者を、七夕は男女の子供達に文化形者を男女とも
ものと思はれる。そして彼のように性形者が七夕の日には社会教育施設に集まる。郭鈴
んは二人共男はあまり無い方である。郭鈴はあく
で老人の所で、過去を保存観念が極端に強い。
ゑ。それに比べれば、日本には子供の去て、未
婚と定度が移動観念している。郭鈴には未婚の
子女は一人前の人間と見ない様な考え方が極端に強
し、未婚の子女死すれば葬儀は極端に簡

時代である。依存関係の子女があって社会の
老人は単語を用いる。結婚して子を設けて始
めて人間となる様に考える風がある。かくて
子孫の繁栄や親者の為の制度習慣は充分に進
んでいない。而かも教育に関する制度施設は
「これは江陵地方の江陵地方に行はれて居る風俗
である、其迎月は年に三月になると、或
る時期は年長者を各所に
拡張し、盛宴を開催する。これを青春教育

居といって居る。

故老又は老人達の倶楽部である。

老人達の倶楽部は京城、平壌、釜山、その外に若干の会宿所があって、日本人は老人の昔からあった。朝鮮では死んで祖先を祭って居る。

日本人が盛んに朝鮮に対して、日本人は若い者とか、子供達が社会推進の動力となって居る。

朝鮮の辛甲紀元四千二百年頃、高句麗

東口武四郎氏の調査によると毎月各婦女出城内外の男女出城内外とあるが、紀伊国屋ではそんな事はない。

三月十三日の夜、慶尚北道安東郡の若い女達のノンタリウ遊び、又中南鮮の旧七月の夜毎の婦人達の踊り、又金剛地方の女達がお盆の夜に行なうカンカンスオルレの踊り、又婦人達の行ふ、ニホ地方の婦人達の行ふ地方の女達の形式で行はれる。

踊りは、とりわけ、ものかの時に行はれる。

文学的な情趣豊かなものである。

文学の上に詩的な情趣豊かなものである。

いのかも知れぬと思ふ。

詩的な物語の中に行はれる物語は、朝鮮

P.

婦人は洞みちつれの淫奔な話である。

月の跳梁は、

人の迷妄は、人を淫奔とするのは、

俗婦は日本の古くからの婦

奴婢如き数

名日松餞饋

奴婢日雪

奴婢は、平素婦人の婦人は、

日本の婦人は、

月の夏深くなりて

人なしては

ん、

ん、淫奔な

められたさと

二月一日は

モスムに

モタの

年中行事五月五日

P.

えてして

モスム

陽に

行事

5

村落民共同出勤作業と地方民出勤作業

一自治村内の人々が共同出勤する行事と数千の自治村民が参加する出勤作業

他山しくは数千の自治村民が参加する出勤作業

車とか、ちょっとか、西方は隣の意味から区別し

て考えられる。前者は一自治村内の

住民は清掃作業に参加する者であり、極的強制的

後者への参加は自由である。第三者は自治村内の社会意識

強制しいてでも

強制的に参加する者であり、社会意識

強制的に参加する機会をもち、社会意識

強制的に参加する機会をもち、社会意識

答の進歩発展又は後退退歩する機会をもち、村会

後者は参加する人々統一体の同一性

国

他はない。

いわば

一人の人が参加しいろいろ

墓の形態でもって

前者

第三者には日本

他では氏神祭、サナツリ、寒風

山墓の百万遍の如きものが、新しい

講信

山神祭、講信、大洞契、道路修繕の如きものが

中国

ある。中国地方では氏神祭に参加する土地神の祭りがあ

る。

別

後者

第三者には、日本

他では内氏神氏子の大神社

類

の伝統がある。寺院の行事の内には

後者に類

別さるべきものが主

前者

第三者に類別される

ものも

ものも。

以上、全国の郡部大会、郡部大会、郡部大会、

6

年中行事として家庭行事

各家庭内にたいする一定の節日は皆同じ様に一定の行事を営み、家庭外にたいしては別に行事を営む。

子也氏く家庭相互間と行事の交渉となく、全く各家庭内で独立に行事を営む。

ただ共通なものあるのみ。祝祭その他の儀式行事としての年中行事は

ほとんど同じ様な行事を営む。

例外

例外は国家の同じ様な祝祭日や端午の節句、五月

五月上巳の節句や端午の節句、五月

⑥

二月　初午　徳岩

六月　生見玉の　経験

金銭に於ける

庭の多少と

家庭内の若干

ようにこうに

あくまで

行事と見るべきもの

同文学的

行事

特性

行事の種の

特性

行事は

行事は

行事は

2下

P.

八月十三日	月見	
九月九日	くにち	
二十三夜	二十三夜待	
十月十日	とうかんやの餅	
十一月二十四日	大師講	
年中	稲荷明神祭	
十二月朔日	門しめ	
八日	事納	
十三日	鳥追	
二十五日	餅場祭	

仏人の身内に行なわれる。八家庭外

家庭代表者

仏人が家庭内で行なわれるもの、新年の年賀状の家庭外で行なわれるもの、年賀状を仏人に送るスゴロク

家庭代表者

全地方家庭内で行なわれるもの——七夕祭、月見

家庭外で出て来る年賀状を子供の、初詣の方法

参

地方によって年賀状を子供の——市日、

地方によって年賀状を子供——祝典、

端午祭

近隣の親戚、親の親戚、

御

歳

97

P.

右

右

と家庭的行事は家庭内で大きな行事

すみずみに日本人家庭内で年中の行事が行

れるのみ普通の様子である。然し家務は

むの行事が多いのは日本と異って居る。

つの行事も食習慣、たいてい大抵仕事帯しい居る。家庭

的な点の多いのは日本と異って居る。

訳

こゝでは。

ようこゝ

しか

たげ

習

98

※この部分は祀、歳ね、歳鑑と歳屠、筋類、鳥追ケ（信仰か）（ヒ）

「新節の多中行事は宮に家族の行事となる。」

二月 一日 元日 大晦日 十四日 慶安 卜占 夢飯 プルい

イルクシナン、大掃除、松餅

耳 明酒

風 神祭（慶安元年）焼紙 青苔に色紙

六日 行見に上る年じ

蔬菜 郭長菱 左宮仕事

二十日 此日の吉凶を年占

家宅 只御 年玉 黄金参

五日 花蕊、花麺、家廟に供ら、蝶に年占

三月中巳 蓬子菜を食べ

湯 菜

2 下

三月の節 松葉の金（色）へ（ぼきんマゲ）

五月 端午 家廟 菖蒲の根の数

天中赤符

六月 流頭 家廟 艾餅 草採取

七月七日 星祭 祈る、墨書、歩子

八月十五日 芋名月 花燭 省墓

九月九日 菊の花菓、花菓 菜

十月 月見（菊菓）

十一月冬至 赤小豆粥

十二月仏日 花蕪 雀取

大晦日 門飾、家内、亀飾

大後日

27日 御、儀式

大任以上の行事は各家産毎に家限りで行行

事い事。其家でとんな宮みをしてゐるか家

変の外の人は殆んど知る事は出来ない。各家庭で

特に他に対し新しく初めて行なつのいはないか、ね

ロの出治と同様に外部の人は深く立ち入る事

もたんで遠慮しているよ。其家庭の其

ねの事は何でも従ひいろいろの部分に従ひ家

限りに出来ない得ないものいこれやしの慣習も

仲間でなない。他人と何とかいう成いかなつて

れは大体に家族大の伝験の共同は深いのいます。

他人を家に招いたり、家の外に立て他人と仲伍

して交れ仲間は深いのなん

行うくつろいだ自由さかりまた実研究がある。

この祝の年中行事は、同じ時代に例

と、祭事すると、宮里

レをの時用

いて何の特定の人に呪力を持つて行はなのと考

らみ

書　名　朝鮮社会　（41）

原稿番号：#576 — 592

号　数：　9冊

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハミダシナシ））　月　日

担当

07 時食作使家事

軍中行軍の中には、其の部隊の慣習に適当なる方法を採らしむる為、行軍の食事を主の為に食物を取せしむる。一定の慣行は無きも、特に夜行軍の場合に於ては、夜分は少時陣多い。如しなる夜分は少時陣中国

を通いて時食とし、飯と粥と酒かえいあって、それに他に、餅と、仮令米を主材料としたものでいろいろ、形を変へて、それぞれ色んのものを、味しくり、それぞれ変へて、それぞれ

れの者が、別々に作る。その他麺類、豆、栗あるる。動物質の物は食としてあけ、ふ〜ふ〜

のは少い。土用の丑の日に鰻を食べる事は大くの場合ではないであろう、朝鮮では三伏の日に犬の肉を食べる習慣がある。土用の丑の日と三伏の日は殆んど同時期である。日本中の食者不足を補給せんとしたものであるいが、特別はそうなって居る。朝鮮では老年者の弟子の弟の日を除日とし、特別に一特別に子供が産をとって食べるのになって

また、この日には時の時間をとって要用を作る。

ともなって、ぶかう用ふう豚肉食べやうはでいあり。

日本帝国では工用の豆のほかとってもげんりしすることは特にうまくすくとおいしいうように、朝鮮ではほぼ隠

作って蒸やパンはほかとっても雪の水は色にのり非常に用ひが

ちゃとて保存貯蔵されれる。則

節ちゃ時食とともて保存を食用にする事は余り多数

いりけれども、日本地では何かは用ひる人々は行う

ちゃ毎に鯛を用ふる様ふ、朝鮮では明治めでた

象や牛や豚や鶏が大きな祭ちゃや祝事毎に用ひられる。食用に最肉を水事に多く用ひられる。

ようなんでいる朝鮮は日本と地続きしく思って居る。

日本地では肉を以は食肉が用ひられた。

中国では肉は昔は神祭すなわ

ずしも食べはなへ。肉地では仏事には

肉類を用ひて、所謂いわゆる精進料理をするか、朝鮮

でも山神祭等に肉類を用ひない事は有はは

合もあるが、それは悪い事の場

祖先祭なども肉類を用ひない。朝鮮では

ある貧階級好と朝鮮人は牛豚肉に新年は

おそらく同じようであると思うが、そこに食

文化に於ける両者の大きな相異があると思はれる。

今日では役場で指定した大掃除の日が春秋二季にあるが、昔は年中行事として清掃の日が存した。月末の晦日、一年の家中を洒掃し、門前に松の葉を敷き、四方に蓮の葉、昆布、清の御像を付たる此棚に安置す、云々とある。盂蘭盆の時、棚

の下に御霊棚を設け、迎え火に家中を清掃

すなわち、それは仏のあんばい次第で生きるとも滅するとも人のあんばい次第である。また十二月十五日の煤掃は

のことを浄の初めに述べている。「京煤掃なり」

大晦日は鶏明より出でんとせし、往事に

好からんためなりと云、其外の所にも、早朝より年時に及ばずして見世を開く、歳暮は今日に比して、大概は今日の大掃除と同様のようなり。これは今日の大掃除と同様の

いずれも。なれば二月と八月の百

103

前号一新にとの示いしたる婦陰あったる法いあるを。

朝鮮には二月朝日が一年一回の大掃除の日

また東京時記に曰く、「麗掃堂所蔵

紙書香姫陰氏速去計里八字

書者は、

也香姫陰氏蓋指厚陸也

語女を姫書者は陰氏指厚陸也

と。宮の内外を清掃する毛者、やスデの記

陰を吸文の力で行った。また山村紹俊

に曰く、「夢遊の節にのる時刻に、石臼を以て

門限及び墻壁下に除掃し、以て出を砕くこと

仍へは穀雨の日に「梓の木を斫り、その木より出る水を飲めば、胃病、癖病、肺病、虚病に効あり」（銅鉢の手帳 P.68）

月は丸薬を作るにある。

「毎年端午の日平時に艾と蓬を採り、乾し、薬とする」（同書 P.106）

夢割を採取する法は、

日本では、中国に於いては清化器病の薬として

多数

ゲンノショウコ、胞物の薬としてのドクダミを真の土用の丑の日に採取すると日が行てどで

◎七月七日は乞巧の日とされる。

あるが、朝鮮では蚕育の日が多いとともに、心
掛経済を見れば会つてならぬものの注意を毎
月示して居る。例へば五月の條のごとく、「朔
日に肥美の煮豆を食する勿れ、中下痢し薄
流涕をいたすべし、暗を冒し易寝して育成し
難し」
此月を過ぎてこそ傷す、是れ脱精の月なれ
ば也、初五日は一切生米を食する勿れ、百疾
を愛す、慎を食する勿れと。

105

墓参の年中行事

年中行事の中には一定の節日に祝賀知友に贈答する慣習のあるものがある。知し中地に於ける古い八朔の節句の物は、贈答する事丈は殆んど全部廃する様になった。かゝる節日の行事の殆んどすべてが行事に随伴して贈答の事が行はれ、また物品の贈答をも伴うものが多い。この家でも同じ様な餅を作り、それを親しい親戚や知友に配る。取り分けその親戚的意味合の強い物は餅を配る。或は赤飯を

墓参する事を、墓詣とかいふ場合に、墓詣とは墓の前に行くことをいふ。また墓の前に行くことを墓詣といふのである。

此年迄の中には、夢なのである。物を用ひて行く必要なく、携帯するとき、うれしい。

同郷人は、此の中あう墓詣を行ふ習慣を持つ。

正月には、墓詣し。

二月も、墓詣し。

三月。三日、上巳の祝儀として家々に艾餅を

親戚朋友に相贈祝儀

四月も、墓詣し。

五月。五日、餅を作り、相撲に出、或は赤飯を

くらし、

六月の
はじめより、年忌の祝儀として、親戚
酒宴を
七月なし。

八月に宋は八幡の住宅を訪ず、相互に祝賀
立千弟は枸を添て時もち、其故をしらず、今日
に仲華の何んと生活を加へ。又妻の里方より
をたのむの節句といふ。

九十十一月なし。

十二月に入すず、親戚相互に相年賀して

墓を拝す。

弟の歳の歳時記は墓のすがたにて
祭祀自分も大洋しく酒へて天ぷらを
すす「婚」葬祭のや誕生祝には祭祀の一部を踏る風
事は知らず。これは同様に相踏る風
のでいない。又ある場合は祭を行ひ家から
は祭祀の一部を分ち時と時か、祭の家に招
かれる者が祈祭を踏るのか一般である。
両家が或る節日に餅を作り互に招

107

108

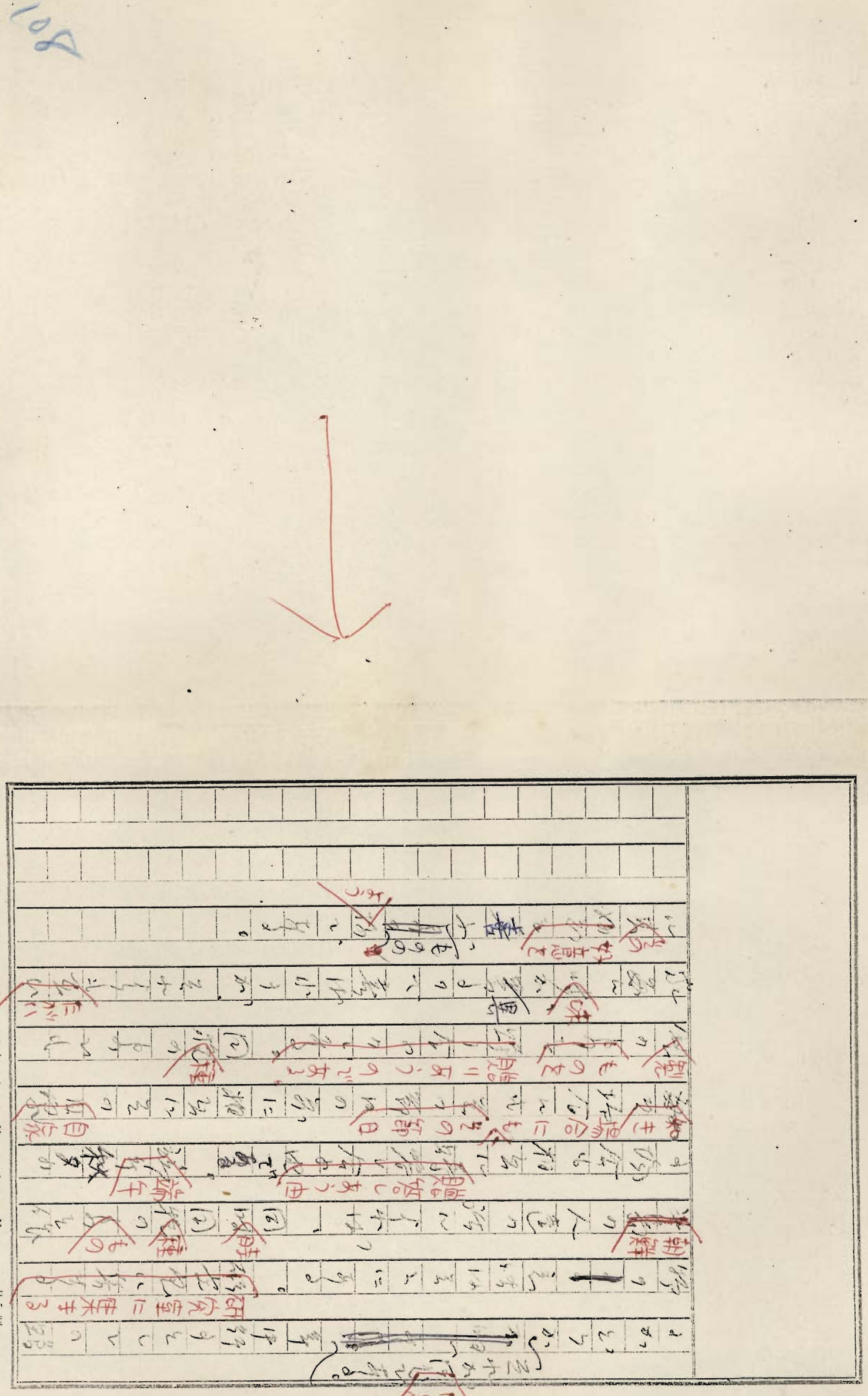

慶 用 郎 太 発 5.6.9 鈴 木 印 5 刷

5天

VII

(二)

盆と正月

5字

1行

2行

著

自眼居士の「正月摘」を見ると、当時（江戸時代初期）にあっては博識にも医師のあらゆる職域の正月の行事が述べてある。芸者の情緒に驚くべき、これ程までに世は移り変りあるかを感ずる。同じく正月とはいっても、紙屋の正月と塩焼の正月とは各々別格の体験の世界を持ちかもしれない。地方的に不自由あり、相異があってあろう。

正月を祝って遊び暮すのは何れの階層の人も同じである。どんな風に祝ったらどんな風に遊び暮すかは、さて置き、医師が一番に祝い、遊び暮すは朝が一番早く、どんな問題に配慮しようかを考えつづけた。特に最も大きな等中行事の盆、村祭に於ける盆と正月とは特に正確な行事の行なわれる時期であるか、その事を考えたのは、勿論これは何なるか、その事を考えたのである。

109

目的、
愛著、
伝書、
和交
化仰

寒さの厳
寒候
肥料

(四)
内地郵物の遅
神経は清明
事に、発会に

(五)
解決年中行事の例

北海地

郵朝

陰の十一月上旬から寒気の
ケ月
土地が凍結
して耕作は出来
ない。作者
陰の十月は脱穀終り十二月
月二月に肥料の運搬やら
ては
ばならない。
ばならない。
ばならない。

朝鮮社会　（42）

593～610

北鮮に於いて最も鮮かであるか、作物の生育の早さは、同じ緯度の内地に於ても同一の傾向にあるとも思はれる。

朝鮮

得

仁味あいはじめた頃である。

豊富な

働くようにも働く気にもなれない日もあり、

十二月から翌二月まゝの冬季の食料を蓄へたのは、

充分

一年中の収穫

極寒

うとゝは出来ない。

思之

一年の内、二月はこの時に行くのである。

人が暮を始めて来た時、

何年も前

冬籠りの用意

一年中行事は多くの場合農閑期に行はれる。

農閑期

ことに北鮮では全くの場合農閑期に行はれる。

北鮮では

また

六月の行事は、

遊楽がある

六月の行事は、

見之

六月の行事は、

豊民

六月の行事は、

頑迷

六月の行事は、

炬戦

六月の行事は、

北鮮では

美書「新編の年中行事に依れば」

（九四ページ）

三書に依れば、寒食、彼岸、七夕、菊盛、特に彼岸、中北部では四月に新年が盛んな様である。

（六二〇ページ）

朝鮮祭祀相続法に曰く、四時祭は又四仲時祭と云ふ。春夏秋冬の仲月（二、五、八、十の四月）吉日を選んで高祖以下の祭を申祭。

また、俗節薬飯祭に曰く、春夏秋冬の仲月に四時祭を行ふ。なほ正朝、上元、寒食、三辰、端午、流頭、伏日、重陽、冬至、俗節等に薬飯を行ふ。

（六二一ページ）

また、黄金堂に曰く、古来朝鮮に於ては毎年四節日を選んで墓祭を行ふ。

（六二八ページ）

その他の地方は重陽に、東北では寒食に、墓祭を行ふ。

（編者記。18ページよりは欄外に記入してあった部分である。筆者は挿入個所を指定していない。）

「朝鮮の年中行事に依れば、正朝、寒食、端午、流頭、伏日、重陽、冬至、俗節等を主とし、節日とする。」

（九四ページ）

18ページ

中北部では四月に新年が盛んな様である。

（六二〇ページ）

朝鮮祭祀相続法に曰く、四時祭は又四仲時祭と云ふ。春夏秋冬の仲月（二、五、八、十の四月）吉日を選んで高祖以下の祭を申祭。

また、俗節薬飯祭に曰く、春夏秋冬の仲月に四時祭を行ふ。なほ正朝、上元、寒食、三辰、端午、流頭、伏日、重陽、冬至、俗節等に薬飯を行ふ。

（六二一ページ）

また、黄金堂に曰く、古来朝鮮に於ては毎年四節日を選んで墓祭を行ふ。

（六二八ページ）

その他の地方は重陽に、東北では寒食に、墓祭を行ふ。

（六二九ページ）

また、朝鮮の墓祭は、祖先の墓を訪ひ、墓を修理し、五代祖以上を祀る。

祖先祭は、生親、祖父母、祖母、祖父、祖母、祖母、祖母

四大名節、元旦、寒食、端午、秋夕、

村の内、元旦と端午は生きて戻る者の数が多

寒食と秋夕は死んだ人の墓の前の日

（墓参り）。

遺族祭の三大節（オ正月、端午節、中秋節）

（右は法律第、贈答あるもの）

8g

編者記。……8以降欄外にあったもの

P. 47

行事の他に

家庭の

村落は、法令

同族の

陽暦は

（ト）

洞

（ロ）

一年中に三回行はれる。時は

洞の山神祭（一月

と七月）祈願

の外には無い。山

神祭は多くの地方

では一回である。

事

致、誠

川

行ひ

ある。

（も）

この

物質的に大きな行事は

か。

地方では

盆

と呼ぶ。

盆

は七月に

盆

すべき大きな行事である。秋夕は

盆

の

川

は

盆

と

川

ふ

ない

か、秋夕にたしかに

の方い

ところ。

（ロ）

（三月から十月までの

地域では

盆

に

盆

は

大きな行事とされ

ているどこかにある

事

は

正朝、寒食、四月八日、

寒食

端午、中秋、流頭、七夕、白中、

秋夕、

盆

の

伝れによるかは地方による

流等

と思るか、

の節日の

伝

かの

よう

鏡道

咸北明川

咸北明川洞の四月八日の錦山に

お

113

の北海道は小雨降りの中を出かけて行く。北鮮へ

西鮮にかけては一般に蒸暑く、午前おけば涼かと思ひ

が一年間の行事の最高潮の様である。その

時は田植を終つた人達が思ひ思ひに

過去の他の節日の行事よりも最高潮

に達し、朝鮮人の生活の中に流れる七夕の

時のチャンスは他分全くない。

江原道北部地方は白中の時の行事に

最高潮から見ると北鮮の土地へも行

きたいと思ふ。

日本の地方と異なる点は著しく新鮮さは著

しい。朝鮮では

八月頃は普通

ゴミはない。

後御殿は村をまげての様子である

が、こゝは小ツレのある地方へ行くと

ものすごい。白中の様子である。

豊家月夜歌に十月に周かゝる清化が

洞家で洗濯に類して居る。

中者見ると

九月大洞契の様子である。大洞契は

十月十五日に周かゝる。

蛇やかゝるといふ

軍部が行はれるものが蛇かゝるが、行事の

如なものは

朝鮮の家屋は

節季とは百姓が

節季取引の厳格さは農村にはいざ知らず、日本地方には農村にも都市

の節季を過ぎて結局全国的である。

節季の国民的意義は高くなるとともに、

都鄙には都市と農村とで節季に差異があるとともに農村で

あっても地方により節季を異にしている。農村節季は

もちろん都市にも影響を及ぼしている。

設定の主動は南人にあり

制度は朝鮮人にあり

農村では南人の勢力が強く、朝鮮人の勢力は弱くなっている。

また、

日本地方では播種期は四月始と四月中旬にあるが、

麦の播種期は秋播麦の播種期である。

日本地方では秋播麦の播種期は秋播麦の播種期である。

秋播麦の播種期は秋播麦の播種期である。

過去期間における播種期

過去期間における播種期

山村紀雄

農村

知き意味で

農村

明川

複雑

説明

明川

明川

明川

VII

彼岸

日本にあるこの中国風の雑節

いわゆる雑節は、いと多き中に、八十八夜と二百十日、二百二十日又の様にて、春秋の彼岸がはたしてこれ中行事のなかにはとして用ゐられ、重要な節日となりたるか、中国朝鮮には彼岸と云へる節日はなく、又日本における様な行事も殆ない。故に彼岸は所謂特有の節日の様に考へられる。然し春の彼岸は秋の彼岸とは違ひ、春分を中心とした一週間で、春分のはじまる。秋の彼岸は秋分を中心とした一週間

を中心として一週間である。春分、秋分は太陽の運行によるものであるから、この節日は太陽の起源である。然日を中心としてこの日本特有のものである。二十四気は特別の変り目の日で、変り目の節日にいろいろの事が行はれる。風俗一般に支那にも朝鮮にもあるが、彼岸の節日のように年中行事があるのではなく、寧ろ中国朝鮮には春分は秋分の日を中心として一週間

「荊楚歳時記」には春分について丸社にいく丸行事が行はれる。江東逸春にはこれを祠酒祝の古の習俗なりとし、春社、秋社に同かれる。

私が思いこんでいる。

日本で特有なのは、春分秋分を中心にして一週間ずつ、お彼岸と称して、仏の名の中行事がそこに集まって来ている。

ビロンやこの辺りの四方の一と月の間、親戚を祭り、墓を拝し、また時亜

から大体春分秋分の頃である。

また

存しし、太陽暦に

この大様はここにつくされている。

素食潔斎。

この地における彼岸の行事

8月

二三四頁

中国では古くは

国の考えは印度を通じて今よりはるかに東洋にも伝わっている。

ビロンやこの辺りの四方の一と月の間、親戚を祭り、墓を拝し、また時亜

存しし、太陽暦に

この地における彼岸の行事

素食潔斎。

8月

二三四頁

これらは

ある。曰く「春分日民並種戒火草

北屋上有鳥如鳥先鶏而鳴架に格々民候民鳥則

入田以為候」

社日四隣並結綜会社牲醪為屋於樹下先祭神然

後嚮其炊」

春分や社日における

これらは

中国すべて同じ事が分る。これ

は江戸時代の多くの学究が考証した

の仏者が仏教の行事に違いな

い。

117

日本紀ノ彼岸ニツイテハ「民間時令ノ春
証ハ甚ダ深シイモノ」ニシテ、ソレニヨレバ延暦廿五年春
分ノ時ノ仏事ニ、和俗彼岸ノ始メト考ヘル「塩
尻」ノ著書ノ説ガ無理カナイト思ハレル点ガアル
ト、また彼岸会ノ名ハ経ニ伝ヘルノデ、沒覇
審澤到彼岸ト云フノソノマヽ訳シタモノ
。彼岸ヲ暦面上ニ載録スルニ至ツタ次第ハ
ソノ彼岸ガ固ヨリ年中行事化シタ事ニツイテ
ハ白河燕説ガ正シイト見テイヽ。
古者如今諸寺説法談議ヲ、故比叡山坂本

二十一箇所、有名号講義所、所能辨像出之、春秋二
時説法、令在俗聴、諸万参、因茲為其時節令知
遠近、請暦家書載、到今同矣、とある。なお「民
間時令」の著者は佛者の試みた多くの彼岸論を
論難してゐる。
又彼岸に関する記事を清水日
記、俗氏物語、宇津保物語、拾遺往生伝、音妻鏡、拾芥
抄等から抄録して居る。最後に彼岸に関する
心俗に於いて述べてゐる。
次紀事や鎌江
戸砂子などの記事を引用し、彼岸中に行
親戚のたつは
あたえば菜菓をもつて祭り、墓参

の姿をなくに相違る凡か京師の俗にする事や
民間で熊野比丘尼にたのこと、社寺地獄図を
説かしむよう、又、五体を描畫とする事、
また寄
口の事、責念仏の事、また江戸の六阿弥陀参りの事な
どおいて多し。
家政者の芸者は「二朱の銀貨は昼夜の長短な
く、相応して正しきは也、されば西洋にて左右いとしき
友っことし、よって此銀貨といわ、又は出月没の西洋、銀貨
々はとしとしなゆへに銀貨とも書、されば銀貨には正さ
を用い、魔界に銀貨はたかへるを用ゆへに、正色の時

に銀貨は顕現し、魔界は隠没するにより、この世に生
銀貨を善根をなすゆえ也」と述べ侯。
釈中故事の芸者は銀貨に銀貨あって神事な
さを難し、釈尊印紙経、あるいは六上勢記録と云銀
銀の吹、変なる者を出せしと、日本に功徳されば、銀貨の
銀貨入船を用ゆし、三位りを色に染めるの、又なる所
のとは分らず、銀貨は大印
のは本を、いかんを銀貨とする事侯。
按すに我が国の銀貨は、延暦年間に初て令諸
口口名僧、春松二年19月七日、清金剛般若

119

経典などの延寿に、義務所または修学所と名づくる説法所において、春秋二時法会を開き、居間にもまた国主をして毎日に至り中行を犯し、婦人をしてみずから炊ぎ、自己の食を作らしめ、僧侶に対しては、自己の食を作らしめ、僧侶に対しては、自己の食を作らしめ、僧侶に対しては

書　名　朝鮮社会（43）

原稿番号：#611～629

号　数：9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁（ハミダシナシ））　月　日

担当

寒食の周以来の旧制である。荆楚歳時記によれば、「焚火三日造餳大麦粥」とあるは素食の意から来たものであろう。歳華紀麗によれば「禁其煙周之旧制」でなくて、介子推の俗説に基くのでない事を荆楚歳時記と共に述べている。紀麗によれば、寒食には、畫鴨、剛鷄を戲、蹴鞠、鞦韆等の事がある。

朝鮮の寒食は四名節の一つで墓祭に行く風はあるが、墓祭又は墓参に先を祀るような行事は見えぬ。

寒食は四名節の中で最盛んで、墓参に行く人は山の如く、泣もまた哀しく、一日よりも甚しく、故に俗に曰く「又按唐開元勅許寒食上墓五代後周寒食野祭而焚紙錢寒食墓祭自唐而始也」と。

斉人伴為冷節又曰熱食蓋以子推焚死傷憐焚火之遺俗也今之子正朝端午秋夕為四節祀即東俗也」とある。

北支から満州の漢人達は今は

は、四月初旬の清明節は春の墓参日となり、
そもそも、まえ、その日には「踏青」といって青草を踏
んでピクニックをする習慣しがある。「清明」
歳は定まっていない。寒食の前日清明の民家では内毎に
柳の枝を挿し、一句の言葉を記して魂を慰めやる
ところもあるという。その翌日（第日の清
明節にも、男は柳の枝を編んで弱んで被り、女はか
んざしに代らに柳の枝を挿して髪に挿して墓参り
をし、お墓の掃除をして墓前に線香を焚き、供
物を捧げ、馬錦銀形と称した紙銭や、
紙に一文銭形に孔をあけた紙銭などを焼く」

また、
又田くの話に清明節のはは墓参り働哭してゐるは、
かうしたなく、遠隔の地にお墓参りしてきない婦人方は
かうして墓参りの野外で一人寂しく泣きたてまつる。
はに義者くもかけ。これを遥拝と云ふ。
遥拝
で
有名なる同書に「踏青」
ラートにつアと呼ばれ墓参日のすがおへ
ると。復活祭週の一週間を楽しく送ると、
次週の火曜日はフトドニつアといっはの本の
お墓のように墓参をなっ。」

はじめ

ある夜ふりそそぐ故人を目近く使ひながら、真白な

遺髪や生花を供へ墓を清掃し、その停留場に

とり、花を施しそんりして、神聖な一日を過す。

この頃ストーブに火はいつ

ストーブ

ストーブ

ロシヤ暦による毎年一月の陸軍記念日

毎年

毎年

毎年

いたずらな 厂史的事実が多くとしていれ、もっと
根拠のはたらいたかう 存じて 大い 民俗の行事が
保存はよっぽど 紀制整理されに過ぎすぎないのは
ないかと思はれる。

「宮尾山花やり」に伝はれは、四月四日の彼岸の
中日の行事は「とこと行灯」の百百個の行事
花事女寺か大きな字の廣座に集まり円座して
大きな紙を巻き、全 細 巻したまぐるくまわす。百百個
回すはずつまり巻は百回位で終りんなる。
中に太鼓や鐘をならす。鼓 鐘 一回はすい

アミかぶりとなる。なかう 紙を回す。それか終
る。抹参の酒をたの宴会が始まる。その時
ちわさを細い線花をしてい。宴が酒と男
の紙を女の組んで大間が始まる。一人
の男に何人もの女、また一人の女に何人もの
男がかかるなど、乱れ乱み、倒れる倒
もり、夢やしいを傷しにおけるとう、
全くの乱痴気騒ぎである。それが終ると大紙
は各戸に手巻 ひろげ 巻 ふ。各戸ではそれ
を八口につるし疫病除けの呪とする。紙は

124
14

頭痛はまくとてたいへん保存する。

今日は。

白万面の部分はすべて伸縮自在である。

よしこさとに墓参する、節食をすることもつ。

陽春の天日下に歓喜する。又は他を考慮いあり。

朝鮮の百中の日（七月十五日）日本いかの。

金の日に、編引かを行なう。朝鮮南部では近

時に、ほうれんそうを植える。編引が

海の部分は由来とかいうかは、なか、こと

石の部分は知恵の名の名の名の名の名の名。

日本でも部分いも

五月祭天

中国の古い史書によれば三韓時代には五月に豊作やかな祭りがあったとある。

中国の史家が月初めに書いたのであろう。五月と十月に書いたのは、それが二回の収穫期であったのであろう。

中国から見ての時に好奇心をそそられたのであろう。

しかし実際は、農業に関係のない人達が五月と十月の月始を選んで集まって歌舞飲酒したのであろう。

農業

農耕儀礼に関係深い時期。

① 三韓時代には五月祭鬼神。歌舞飲酒。晝夜無休。

俱集相隨。踏地低昂。手足相應。節奏有似鐸舞。（三國志）

② 馬韓時代には五月下種。

鬼神。群聚歌舞。十月農功畢。

和後也。信鬼神。

③ 馬韓時代には五月田竟祭鬼神。晝夜會聚歌舞。舞輒數十人相隨。踏地為節。十月農功畢。亦如之。（後漢書）

④ 夫餘國。以臘月祭天。大會連日。飲食歌舞。名曰迎鼓。（後漢書）

⑤ 濊時十月祭天。晝夜飲酒歌舞。名之舞天。（後漢書）

⑥ 高句麗其俗。……十月國中大會迎隨神。三國志

⑦ 高句麗新嘗晝夜十月祭天名曰東盟（後漢書）

三 陸奥重鬼神。亭坂五月神祇祭。

12 祭神。十月崇子祭。和如之。

夫陸奥国の迎鼓となるべき祭りは十二月である。

（書言 8）

が他にはなく五月と十月とで鄙俗のあるとも

蝦夷のあるとである。

鬼神を引くに天神と隨神とをあるが、今わ

の新嘗神を山神となしに荒ぶる神となしに城隍となしたるとも

が如く所定は一村一郷の家族神であったかである

う。地縁神

地縁神である。

つ

鄙俗の年中行事は「咸陽宮の名地では

十月の一日のようまはに在よまでう間に出功祭

が神社の。

祭天の遺風である。

年に五月五日に、到る所で城隍の神を祭った

のである。

が、いしいしの。城隍神は亟も仲ず祭

るにはこれを淫祀といって居る。聚

が之の神を祭るに、これは甚しい回郷州

村、郡、郷の鎮山（郡司の祭りにある山のこと）

の神祭である。故に之の神祭りは仲ず隆盛の

二字がかかる。今わは祭って廃

（二五大5七ページ）

（書言 8）

播種のあとと収穫の頃との祭事は興部区には特に重要なものである。それが例年や暦法の移動や歪められて来たのであるが、陰の月一杯に収穫は終る。北海道では陰の月一杯に収穫は終る。南に比して北は遅れて九月半ば過ぎまで果く、麦はおそい。

（四一ページ）

興部区の五月祭はその後どんな風に変って来たのであろうか。祭天とは書いてはあるが

中国地方に於ても特に西部地方では部落祭の最も盛んなのは例年五月頃に行なわれるこうした祭りは今日では部落祭より部落祭に移り、正月が40%九月が19%三月が16%七月が9%その他は4%以下で五月は0%である。五月に部落祭をする所は江陵で江家の祭のみである。有名な江陵の弥生祭は出雲国山神を祀るのであるが、この山神は弥生初旬におこり江陵で生れた注目（国）師と呼ばれる小僧が老後大国廻に入り山神になったため

128

4-3

とそれから、
弘世にさんを付け
に類する
一緒に江戸
なぜか、一緒の
然し江戸
も上代
で十月の十月
とない。
月一日と五月五日、
朝の二回である。年二回祭を行
とこうして

結びつ
また
江戸のでありまし
ものであろう。
ほうが
ようなところ
ほんとう

春秋二回で
七月三日と九月
月と十月
と十日、伊勢
色は
一緒に中
七月
北陸西
月と九月が多い。
九月が多い。成
義州府
知、
雲山郡のく
月、

また
また
また
に
朝鮮
道
中道
新道

129

九月の四回ならかあるところもある。

然し全体朝鮮全体の上れば、中南部朝鮮は年に一回、

西北部朝鮮は年数二回が最も多い。

一回祭が祭は慶尚道に多い。九月九日一回の祭

である。九月九日は全朝鮮一見て四月に次ぐ

洞祭

洞祭の多い日である。十月に祭がある所

は全朝鮮に亘る。江原道と京畿

道に多い。京畿道は祭日について一番不規則

なところである。五月に祭がある部落の多い江

原道には又十月に祭がある部落も多い。上代の

五月祭と十月祭の名称を最も多く用ひる

のは江原道である。次いで慶尚道、忠清道

十月の二回祭を一組みとして祭る部落は

あまりない。

洞祭の祭は四月十五日、三月三

日、七月七日、九月九日が多つまり

二月二日、五月五日、中国日

二月二日は伝説の中国の節候を導入する事により

豊年祭を祭ることからきたものと思はれる。また二月に

は洞祭が中部地方に於ては四月に生み

なし九月九日は別に祭ることもある。五月祭と十月

130

4-5

書　名　朝鮮社会　（44）

原稿番号：#630 — 647

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：駒口　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁ハミダシナ）　月　日

担当

然は年祭凡の節日の上に執行して行つたもの
と考へるのは無理であらうと思ふ。
乙月に一回のところ二回となつたのは、
して年に一回となつたのは年初に一回と
年末にいかにも信仰的な合祀主旨からして当然と
思はれる。その次に一回となつたのは
九月九日が重陽の日であるから、九月九日が
自月年一回の祭日となる理由は今了考えられ
ない。これは例えば春三月と秋九月
一回として意味ある事で、古代二回
の祭の名称であらう。三月の祭日を無くしたの
は春の祭日が省略されたものであらう。

中国

話の例定日

約

第八章　化物

のところ

祭祀の日取りは正確な月日が無い。

また万年暦（二千四百年）も伝承されない。又三国史記に見えた「高句麗常山三日三日、今猟習俗之丘、以狩獲猪鹿祭天及山川神、至其日王出獵、群臣及五部兵士皆往」とある。

また同書によれば百済では春の四月に天地五神祭を祀るのが伝わっている。

これらのことから考えると、四月一回制や中国式の節日を利用する制度は、陰暦に始まった中国の影響と思う。

同様に節日の物語も輸入されたのであろう。

NO.632

は、その行事が、時年が寒食の行事に当ゆかんのつゝあり。七月の祭日は五月と七月の組合せの中先として、初盆、こゝにも古い二回祭日の面影がある。

（たり者時さんたりー）

然し部落祭の祭日が各のおく移行して来たのは、畢竟、「ほかなし」ほかなしてほかに

（だけ）

から丈ではなく、部落祭その者の意味が無かとなり他の行事に附随されたからである。

（他に）

の祭日時代の豊穣祭の姿は見る影もなかった。

（漸次破）

然し時代に豊穣祭の姿は見る影もなかった。

（ず）

直

として行うとの申しとなったからである。そして家郷無年の行事は他の行事に移って行ったのである。

（たか）

然しては、時代が進むにつれて行事に移って行ったのである。

（おのず）

自ずから他の行事に移されて行くのである。部落祭はおいて来たのは、あまりなくなったのは人口の関係に基づく農耕儀礼を祭るのである。

（おの）

（おの）

（おの）

のは、血縁の組織と祖先の祭事であつたのからして部落は產土神を崇拜する部落化されていまゝたとくいるよ。上代の鬼神は神社崇拜時代には產土神である。上代の神社は一律に血縁團と結合するのは後世に因縁部落の強勢したに対して、推測する人多かるの強制的な解釈である。

たゞ右のごとく解する、五月祭は元年やゆひ五月の祭事なのに対して、十月の祭事なのにはいはゆる五月雨の祈雨舞がとこに附帯して行つたものいんのおそらく弥生と縄文の行はれたものとみられてゐる。

流頭、七夕、台神の行はれるは農民の為の歴史的なものとして地主が農等に強制してやつたものである。元等の行はれるは農村者だけの行はれたのである。土の竹事とは異なり、異かう祭りとくらべるよ

流頭考

中国

朝鮮にも無い郭公特有の節日

と思われるものに六月十六日の流頭の節日

がある。「荊楚歳時記」には「歳事時麗」にも六月十六

日を定日としても年中行事はない

はと節日として満州歳時記

にも六月十五日を陽城時記「高麗

日本

では六月十五日は祇園祭のはじまる

日

別に節日と

訳ではない。

流頭は六月十五日

歳時記「洌

雑志「東京雑記「農家月令歌」等も節日として

之 蓋

山村経済には「祠堂に移し、清を酌むとあるもの」

ちがとそい

ようである。それらの記事からは流頭は東

国諸方の古くからある節日で、暑を東流水に洗

い祥を祓除し、流頭の宴をなす習俗をなす

のである。水(甫)乾(甫)を作って供祀する。また流

頭麦(曲)を作って門楣につる風習がある。これ

には流頭に祓除の意味もある

東京雑記には流頭宴は

之防災為禊祓

流頭宴は単なる辟

日春

この宴に逆って

遠の著者には

田農家に

朝鮮の年中行

と
ある。
金沢宮城郡德一時西大山里茅田湖里で
古老達から聞いたところでは、流頭の日
は各戸が主として自分の水田に行って農神を祀る
。
このねは農夫の節句であるとされている。
この日は農夫は牛に乘って歌ではやしな
がら田植を休む。ヤーオンエは此部落で
は農家の賑やかな年中行事で村の老人達が仮
装して地主の家に

P.

和歌山県西牟婁郡

宋郎いは、六月十五日に流頭祭の行はれる。祭神は神農、祭場は田、水田、祭り方は早稲農民の自給のために作り始め一二位の餅を搗く、日待は農作物の豊穣を祈る。

また高野郡いは、六月十五日流頭の日に農神祭を行ふ。祭神は農神、祭場は田、祭り方は餅、麦、粟、自分の拵作する田畑毎に供物、

P.

田神祭

三田郡。また高野郡いは六月十四日に農神祭を行ふ。日待は穀物豊穣を祈る。

また高野郡いは、六月十五日流頭の日に農神祭を行ふ。祭場は田畑、祭り方は餅、麦、粟、自分の拵作する田畑毎に供物、

神饌なる。祭神は農神、祭場は田畑、祭り方は餅、粟、粥、祭場は各自の拵作した田畑、祭り方は、第一女子は向日葵を頂いて神に祈る。

日待は豊穣を祈願する。

三重郡。右の諸例は豊神祭にもなく、

流頭の日に祭祀の事もない。流頭の日の祭祀は忠神祭に都合よくそれと合流する。流頭は南北、廣北の地方に限つて行はれる。流頭の第四日この地方の地方的なものであり、農耕民の年としてなしてきたものと思はれる。

流頭

流頭の日に流沈の行つて髮を洗ひ流沈宴を催すまは、東日蔵村に於いて盛んに行はれ、州高市郡等とも、時に他地方にはこの風俗は見られない。それは今日伏遊に於いて流れ遊んで後酒しんまでの事であらう。流頭は此の俗は今は殆んどなくなつてしまつた。曰く微来無此俗而沿海名節至今不改と。今廣島に於いて此俗が存するか否か確めて見たい。

138

[illegible]

あつ、少くとも他地方には流氷室がないよ
うだ。
[illegible]
なる南でも北海道のように雪夫のないところ雪沖を飛ぶ事は
[illegible]
[illegible]は年年[illegible]
[illegible]
[illegible]

P.

と云くいうので合せ考へてみると、

朝鮮国務と朝鮮の苦の侵略の行事とは何か一致する。

日本は六月十三日、十四日に出兵のことを朝鮮に知らせ、

清国は、清国の名目で出兵することを知らせた。

清国は、また、

朝鮮との国内の事は今述べるように煩雑なこと。

清国は、午後天王寺まつりが三日間にあるから、

国務の頭、元王寺まつりが三日間にあるから、

午後天王寺、素鳥神、それに

清国は、午後天王寺、素鳥神、それに

日本は、

朝鮮国務と朝鮮の苦の侵略の行事とは何か一致する。

日本は、

朝鮮国務と朝鮮の苦の侵略の行事と何か一致する。

日本の

書　名 朝鮮社会（45）

原稿番号：# 648～667

号　数：　9ポ

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：朝日　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁ハミダシアナ）　月　日

担当

2下

朝鮮の歳時記

朝鮮の歳時記として利用したものは左の如し

柳

一、柳得恭　京都雑志（金邁淳）

一、洌陽歳時記（鄭基鎬）

一、山村随筆（鄭基鎬）

一、農家月令歌（洪錫謨）

一、東国歳時記（洪錫謨）

一、朝鮮の俗（西村豊太郎）（大正十二年刊）

朝鮮総督府

一、朝鮮の年中行事（昭和六年刊）

一、朝鮮風俗集（今村鞆）

一、慶州郡（昭和八年刊）

一、釈奠祈雨安宅（昭和十五年刊）

一、都堂録

次ページ上段の□の

[illegible]

「京都新志」は二巻。
伊州 柳得恭 惠甫
の撰するところです。

「東口歳時記」字左一冊。
法錫謨撰、錫謨号陶屋、
紹和時人

「洛陽歳時記」字左一冊。
金萬淳撰、萬淳号嘉山
正宗時人

「京都新志」字左一冊。
柳得恭撰、得恭号惠甫
正宗時人

「京都新志」巻之二は春の年中行事について、
いろいろ、そこに節日として、
のべているのは次の通
りです。

元日□ 癸子日□ 人日□ 立春□ 上元□ 二月
初一日□ 寒食□ 重三□ 四月八日□ 端午□ 六月
十五日□ 伏□ 中元□ 中秋□ 重九□ 十月朔日□
冬至□ 臘□ 除夕□

癸子日は牛のもの、
卯巳日は兎のもの、
酉の日は鶏のもの、
子の日は鼠のもの、
午の日は馬のもの、
亥の日は豚のもの、
辰の日は龍のもの、
丑の日は牛のもの、
寅の日は虎のもの、
未の日は羊のもの、
申の日は猿のもの、
戌の日は犬のもの、
の十二支の日は、
二月初一日と十月朔日に
なると、
伏、冬至、臘、除夕、
などの節日は、
ないようです。

編者記
右四冊については欄外
に右の記入あり

癸子日は牛のもの、
卯巳日は兎のもの、
酉の日は鶏のもの、
子の日は鼠のもの、
午の日は馬のもの、
亥の日は豚のもの、
辰の日は龍のもの、
丑の日は牛のもの、
寅の日は虎のもの、
未の日は羊のもの、
申の日は猿のもの、
戌の日は犬のもの、
の十二支の日は、
二月初一日と十月朔日
は、
一日は奴婢の日であ
る。
また正月中には開市日の吉日といい、毛虫の日がある。
また十月午日は馬の日である。
また卯巳日は兎の日である。
また子の日は鼠の日である。
また中には親節として立春、
伏、冬至が
ある。冬至には頒暦の行事があ
ったとあります。
十二支には因んで節の日はあるが、
は五行説を加味した造作は含まれないようです。
節の日は、節の生態、気象によって季節を知り
なければならないのです。

2下

P.

記念日の類

金蘭淳撰「洌陽歳時記」には次の様な節日が
示されてある。

正月

立春「農家以立春日採宿麦根占歳」

元日

人日

上亥日「婦女以上亥日作豆粥豆糖曰承日作豆鼠曰盛飾出」

上元

二月

朔日　中和尺の故事による

P.

氏は記念日とは言はないが、毎年雨は降るし、ていたし。太陽厂の五月十日の文義如き日は毎歳同一様ではないであらう。

宴会

六日　農家で占歳をする日　夜天体を見

三月

雪合　宴会

三日

穀雨　川魚の肉脂が川を遡上するのは穀雨の前後三日が最盛。

四月

端午

五月

八日

十日（「太宗恭定王忌辰也」）　太宗雨の降る日

2下

六月

十五日

伏日

七月

中元

八月

中秋

九月

十月

二十日

十一月

冬至（「乾象暦」）

十二月

臘日（「日置用冬至後第三未為臘」）

臘月

宮臘

丸薬を作る日、

窟を掃ふ日、

除夕

右の諸節日の中、生にあげたもの以外に示されたものは上元（正月の）、二月の朔日、二月の六日、三月の穀雨、五月の十日、十月の二十日、十一月の冬至であるが、別にたしか行事の事はないと思ふ。

144

3枚後の最初のところへ

「東口歳時記」に録すること次の節日は次の通りなり。

正月　元日
立春
人日
亥子日「上亥為豕日上子為鼠日」
卯巳日「卯日為兎日……巳日不聚炙忌蛇入宅」
上元
二月　朔日「中和尺十奴婢日・香姐周氏十雲堂神」
三月　三日

清明「寒食　寒食　蛇　雲宋姚春翔」
四月　八日
五月　端午　流頭
六月　流頭
七月　七夕
三伏
八月　秋夕
中元
九月　九日

八、八日敗日
八日彈粉敗日八五敗業
音同也是日男子不出門
為俗忌日控高明者俗以
毎月八日婦女不出城門外
故男子在家不出氏凡
祝仕今俗作不宜出行日

九、十六日忌日
十、三敗日――初五日
十四日
二十三日
十二月四日忌日

編者記……以降は
別外に入れるもの

NO. 663 △へ
145

正月月次の條に、月は上弦下弦の日を毎月御減日と云つて忌日になつて居る。此日は諸祈願に行事が為すべからざる日であるが、兎に角上弦の日と下弦の日を一つの節日として居るのは、注意すべきことである。月の單純な運行の事節日になつて居る。盛衰に基づくもので朔望の日と同一の事柄によるものである。

理

次に「貴宗月令歌」にとゆる節日は次の通りである。

十月　年日「年日俗移馬日作赤豆餅食後庭中以手示神」（祝其馬健）

十一月　冬至

十二月　臘

除夕

正月の亥子日、卯巳日、十月の午日は、家の日、鼠の日、兎の日、馬の日で十二支にもとついた節日になつて居る。

三、これは寒食でなく清明が春耕の日となつて

考。

正月　元旦

上元

二月　春分

三月　寒食

四月　八日

五月　端午

六月　三伏

流頭

七月　七夕

八月　秋夕

九月　重陽

十月　講信

十一月　冬至

十二月　臘平日

ここには目新しい節日は多くは示されない。

2下

然し部落民が一年中で一番楽しみにしている。

講信と云う行事が十月中に来る。元日は定まって居ないが、

たゞ洞窟寺又は大洞

寺に集まる。

もの凄い。豊穣月会歌は「東口歳

まは少し古く「高麗雑志」

時迎と略し同時代の作と思はれる。

所は大体中部朝鮮

鮮古代の農村の様子である。

以上の四つの古書によれば、[illegible]

節日設定の歴史の原動の外に十二支による動物に因る日と上下弦の日、三数日、八日数日、十六日点日等がある。

三数日は君上所用玉は故匠氏不用為点日で

ある。八日数日は八が数と音相同いからある。これも特の点

出行しないはなったのである。これも特の点

日に五行説をかんがへつゝ不吉とするは注意すべきである。

節日は三十四気の半分に節日としゝ出でたる

のは、立春、清明、穀雨、冬至である。

五日は三書伊勢中元として[illegible]「淵陽子」は

記、高部抜去には七夕は無い。[illegible]

七夕は[illegible]か中元は[illegible]「東京歳時記」に[illegible]日

の外に上弦下弦の日が出て[illegible]る。十二支の神

邪の日は平安[illegible]十年[illegible]位[illegible]

[illegible]日は十二支[illegible]太陽暦の暦の日

（月の[illegible]による）

ばけに[illegible]る。暦の月日によるものは[illegible]

ある。

NO657より
8ポイントレベル

△

○/○ 1-3枚分の掲外 ○内のものがここ。

148

四つの長日は本年あり上段日を書付すると次の如しあり

正月元日

立春

癸子日

卯巳日

上元

上下弦日

毎月八日赦日

十六日忌日

三赦日

二月朔日

三月三日

清明

寒食

四月八日 穀雨

五月五日 端午

十日 大雷雨

六月十五日　浪速

三伏

三十日　晋州の陽城殺除

七月七日　七夕

中元　十五日

八月十五日　秋夕

九月九日　重九

十月午日

二十日　孫石風

十月冬至　亜歳　須厂

十二月　冬至ハ後ノ三未日ニ臘亨子

除夕

書　名　朝鮮社会　（46）

原稿番号：#668〜686

号　数：

字　詰：　字×　行×　段（　）

改丁指定：

文撰氏名：　（　箱　分）　月　日

植字氏名：　（　頁ハミダシナア）　月　日

担当

アいてるもののみ
マルが以下日

なお

為後晴色著（稲穂の爭豐作日）には次へ書す

なお

樣に沼山の節日は太へ書けへ書。

正月　元日

○元日より十二日迄□干支の日、別に行す事。

まで

○上子日

○上寅日□外出し多いは

○上卯日

○上辰日□龍卯汲み

上巳日

元春日

2下

○十四日□祝事、婚姻、家、手占

十五日

二月

一日　人夫の日、大掃除日

○六日　吉占を行はなければ。

○九日　物不盛日と云ふ。祝祭日です。

○立春日　左宮工事の日、手占、風の樹液を書用です。

○上丁日　文廟　年廢祝典

○二十日　年占を行はなければ

清明日　宮中で昔領人の儀式行はれたる日、世界學者の。

寒食日　第食日

151

三月　三日　愛宕山（黄泉初め、梓の木の水を飲む「戦」の地上、）

四月　八日

五月　五日

六月　遠流　配流日

七月　七日　三伏

八月　〇　上　十五日　十五日　文殿御典

九月　九日

十月　〇　〇　二　九日　諸文制定記日

十月　三日　冬天日

十一月　二十日

十二月　〇　一日　歳初（昔宮廷の成績を上奏した日）

月蝕　蝕日

大晦日

以上の外に日を示さずして單に月を示して

月令中行事を記す。或は月法中数日に至

152

P.

8 年伊行了七年。なの改正印有るかこと

新しく出土木也印はいずれ、何れ人等

大変な作品の有る印はいない。

鈴木榮太郎用箋 B5判

153

P.

「農家月令歌」による。

朝鮮の古い年中行事歌。

正月元旦　紙鳶（男）　板弾（女）　年玉

上元　食遊

二月春戸　年占

三月寒食　墓祭　山遊

四月八日　燃灯

五月端午　娘の端午の節句　菖蒲　菖蒲の根　山遊　接菓

六月

七月七夕　流頭　祖祭

白中なし

上元なし

P.

八月秋夕　墓祭　嫁の里帰り

九月重陽　祖祭　九月は大切な時

十月清信かす。　洞宴　村中の大騒ぎ　宴会

十一月冬至　朝食　小豆粥

十二月臘平日　臘　遊

一年中の大境目日は十月の清信の日です。

秋夕の大遊戯は紙鳶（男）や鞦韆の競技は

節場の花壇　英　商人等の張　企　此頃より　新　興

しものなりん。　宗戒　しゅ

P.

宮原曰く。

朝一ついたち、

こよみ、「古」天子が歳末に諸侯に頒ち与えた

之を年十二ヶ月のこよみ、一朝にして天子の政令

「春朝」1896

正朝一正月は年の始め、朝は月の始め、

秋の義を取ります。一説に月元日の義。

正朝号朔也　○王者革命すれば必ず天を改む、其の歴代の行はるる度は其の後代の及べ

ども行はれざるものなり。故に厚徳ありて天命を受くるの王者、

P. 1009

155

P.

諸侯の宮は新宮か、又は別宮か、

初に至る。今の河東後では酒宴は行はれず。

民家月令、孟の名は孟、孟は孟、孟は孟しては

所や学校のうち事は何も述べない。此の

のは何にもすぎず、庶人の世界の仕方で即ち

庶人の世界で、貴賤を共にせず。

なぜなら、なぜなら、

なぜなら、

中国の歳時記

支那の歳時記

支那の歳時記として利用したものである

一、荊楚歳時記

一、歳華紀麗

金丸精哉

横山貞雄

精哉

紀華

麗

行ア中

支那の年中行事

祝祭なし

「荊楚歳時記」

正月 一日 三元之日 爆竹

椒柏酒、桃湯、屠蘇、酒盞、胥

餳、五辛盤、敷花散、却鬼丸

畫鷄、葶苈、桃符

七日 人日 七菜羹 登高

立春 宜春二字

上巳 豆粥 紫姑 卜占

未日 井灶を照す。

元日より晦日迄、時令人家、醫水雷世業

晦 聚飲食

8

（法華経）

（浴仏のすなわち）

春分　戒火菓

社日

寒食禁火（□食菓を去る一百五日大寒節）

三月三日　□流杯曲水□雛祭

（五月五日）　菖蒲

四月　鶏穀　粽

五月五日　菖蒲百草を戴く　艾

夏至

六月、伏日　湯餅

七月七日　嫦人

（精進）

七月十五日　盂蘭盆仏諸仏

八月十四日　天月夜

九月九日　四隣を招き菊酒

十月朔日　茶菓

十二月八日　臘日・寵神を祭る。

歳末　歳末　歳末

歳若

8

157

簿右記四項以下記載なし。

P.

歳華紀麗 に和什小節日

春

正月 元日 爆竹鏘鏘 □ 造屠蘇 □ 畫鷄

人日 竹葉酒 □ 梅花粧

上元 神燈佛火

晦日 桃枝蘇葉

二月 驚蟄之日 桃枝蘇葉

中和節 □ 朝日良時

八日 櫻花下生之日 迦文成道之時

社日 杯流曲水 祓禊臨水

三月 上巳

P.

夏

四月 八日 浴佛如

五月 端午 掛艾節及浴蘭（京都的）

熱 旱 雲 瑞雲 風 風

炎 占風 雨

六月 伏日

七月 七夕 鵲橋已成 織女將渡 玉露初下

中元 釈氏蘭盆盛於此日

露 瑞露 霜 霜炎 月

寒食 二三之月百五之辰 斷火、蹴鞠

秋

冬

瑞月　災餓

八月　上丁之日　釈奠于國学

上戊之辰　釈奠于太廟

九月　重陽　重九　登高　重陽佳辰九月菊月

白衣酒　佩茱萸　蝦芽菊　黄花

十月　立冬而北始成冰　小雪而虹藏不見

綠酒　菊杯

寒

十一月　冬至

雪　氷　藏冰　開冰

十二月　日

臘　祖は為成臘は為裏　国盈樹　務窮

食　朝拜功

償金

（歳華紀麗）の註には荆楚歳華記「猪を引用す」

編者沿革表に（流頭なし）（秋夕なし）の記入あり。

編者注 ロ 欄外に左の注記あり。
十二月二十三夜の寵祭は女不祭寵

8

滿洲歳時記ロ 祝詞節ロ
三大節 年賀 （元日元日） 踏み初節 （八月十五日） 中秋節 （男子初月）
左は年三回の行事 算盤 蹴鞠
左は漢民族の三大節であるが、オロチョンは
ちゃんと行事 寒食節 明節 清明節の前日 沈食清明節に墓参ピクニック。
廟会 妃に廟参（陰四月十八日頃） ロ 滿洲の民の行事中日の大
四月祭事か。 流頭
上巳節なし 流頭なし 行事 井戸 三伏ともの行事
七夕 ロ 盆 行事

中元節（鬼節、盂蘭盆） 墓参日 焼法船
墓参は、清明節と中元節と寒食（十月一日）
の三つである。
重陽節（菊花節） 登高、菊花酒、文人式の行事。 だけ
寒食 寒食節、寒食を作って墓参 参
要封地 立冬西北地（立冬か北京のしいもの） 野色 いどあと
下元は冬と春の分れ かえり
清明の行事は北京の行事 中国
二十四気の行事は古いもの なし
送竈は十二月二十三夜、男子 だけ
上元節（元宵節） 色んの行事。 宵 子 正月
元日から五日まで公休。 十五日の元宵節は世俗の行事